

平成29年第4回東大和市議会定例会会議録第28号

平成29年12月11日（月曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（27名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
保険年金課長	越中洋君	市民部副参事	岩野秀夫君
産業振興課長	小川泉君	市民部副参事	宮田智雄君

健康課長 志村明子君  
都市計画課長 神山尚君  
学校教育部 吉岡琢真君  
副参事  
中央図書館長 當摩弘君

環境課長 関田孝志君  
土木課長 寺島由紀夫君  
社会教育課長 佐伯芳幸君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 二宮由子君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、5番、二宮由子議員を指名いたします。

[5番 二宮由子君 登壇]

○5番（二宮由子君） おはようございます。議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成29年第4回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

我が国は、これまで多くの自然災害に見舞われてきました。また、近年では30年以内にマグニチュード7クラスの首都直下型地震の発生する確率が70%と予測され、南海トラフ地震などの大規模地震の発生も懸念されており、安心安全に対する市民の関心が高まっております。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、ボランティア元年と呼ばれ、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されました。また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、ハード面に対策を講じた防災力を自然の猛威がはるかに上回り、被害を防ぎ切れない現実が改めて明らかになりました。

災害対応において、行政の責任は大きく、市民の安心安全を守る取り組みが進められておりますが、行政による対応には限界があり、住民、企業、ボランティアなど、民間の方々が担い手になっていただく防災力向上の取り組みが課題となっております。地域防災力の向上には、市民一人一人が防災に対する意識を高め、みずからの命と生活を守ることができるよう住民のエンパワーメントを推進し、災害時にはそれぞれの地域で住民同士が助け合い、行政と連携した市民協働による積極的、主体的な地域を守る取り組みが重要ではないかと考えました。

そこで、お伺いいたします。

第1に、避難所運営について。

ア、避難所体験訓練の開催状況及び成果は。

イ、避難所管理運営マニュアルの活用は。

ウ、避難者カードの整備は。

エ、今後の課題は。

第2に、防災モデル地区事業について。

ア、事業の目的は。

イ、開催状況及び成果は。

ウ、地区防災計画の策定は。

エ、今後の課題は。

第3に、無料公衆無線LANの整備について。

ア、現状及び対応は。

イ、他市の状況は。

ウ、避難所となる公共施設などへの整備は。

エ、今後の課題はなど、お聞かせをいただきたくお伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、避難所体験訓練の開催状況及び成果についてであります。避難所体験訓練は毎年度1回、小学校を会場として実施しております。平成29年度は第十小学校で開催いたしました。成果につきましては、実際の避難所となる施設で訓練に取り組むことで、災害時にどのように行動すべきか、より具体的に考えるよい機会となり、避難所生活の基礎的知識やさまざまな課題について、認識を深めることができているものと考えております。

次に、避難所管理運営マニュアルの活用についてであります。各避難所の実態に即した簡易版のマニュアルについて、関係機関と協議しながら作成を進めており、平成28年度には第十小学校と第四中学校において作成しました。平成29年度、第十小学校で実施した避難所体験訓練におきまして、この簡易版のマニュアルを活用して訓練を実施したところであります。

次に、避難者カードの整備についてであります。避難所を開設する場合、避難所管理運営マニュアルに基づき、避難者カードを初めとする各種帳票を利用して運営することになります。避難者カード等の各種帳票につきましては、避難所等に設置されている備蓄コンテナ内に、避難所管理運営マニュアルとともに配備しているところであります。

次に、今後の課題についてであります。これまでより多くの地域の方々に参加していただけるよう、各小学校を会場とした体験型訓練を実施してまいりました。これらの実績を踏まえ、訓練内容の比重を体験型から運営型に移して展開していくことが、今後の課題であると認識しております。

次に、防災モデル地区事業の目的についてであります。災害発生時に臨機応変に対応できる力を身につける方法として開発された防災ゲームを活用して、地域における防災上の課題の発掘と市民の防災意識の向上を図ることを目的として実施しているものであります。

次に、開催状況及び成果についてであります。毎年度1回開催しており、平成29年度は立野地区の市民の皆様を対象に、市役所会議棟において開催いたしました。成果としましては、地域の皆様が実際に顔を合わせ、防災について真剣に考える機会を共有することで、防災意識の向上が図れているものと考えております。

次に、地区防災計画の策定についてであります。地区防災計画とは災害対策基本法に基づき、市内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画であります。市内におきましては、独自に計画を策定している自治会等の団体があることは承知しておりますが、全体の状況につきましては把握をしておりません。

次に、防災モデル地区事業の今後の課題についてであります。本事業は平成23年度より地区単位で実施しており、平成29年度に実施した立野地区は8区目となります。当面は実施されていない地区での開催を進めてまいりますが、地域においてこの事業を活用する防災ゲームである災害図上訓練、DIGや、避難所運営ゲーム、HUGを指導できる人材の育成等が今後の課題であるとと考えております。

次に、無料公衆無線LANの整備についての現状及び対応についてであります。無料公衆無線LANはICTインフラの中では災害に強く、災害時に有効な情報伝達手段の1つであると認識しておりますが、現在のところ導入には至っておりません。

次に、他市の状況についてであります。多摩地区26市において導入してる市が11市となっております。導入目的としましては、防災目的の市が4市、防災と観光目的の市が3市、市民センターや図書館の利便性向上を目的にしたものが3市となっております。

次に、避難所となる公共施設等への整備についてであります。災害発生時に避難所となる公共施設等における有効な情報伝達手段として、特設公衆電話の検討を進めているところであり、現在のところ防災の観点からは無料公衆無線LANの整備する予定はございません。

次に、今後の課題についてであります。無料公衆無線LANは災害時のみならず、平常時の運用コストも発生するため、これに見合う利活用の検討と近隣各市の活用状況等の把握に努め、その活用について研究していくことが必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番(二宮由子君) 御答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、避難所運営についての避難所体験訓練の開催状況及び成果についてです。

毎年度1回実施をされて、平成29年度には第十小学校ですか――で開催されたという御答弁でした。そこで、これまでの避難所体験訓練を実施した地域について、私、実は平成28年の第2回定例会で詳細を伺いましたけれども、改めて確認のために実施された地域と実施に至っていない地域について伺います。

○総務部参事(東 栄一君) 避難所体験訓練につきましては、基本的に小学校の学区を対象地域といたしまして、小学校を会場として実施してきております。実施された地域を学校で申し上げますと、第二小学校、第四小学校、第五小学校、第六小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校で、このうち第二小学校と第五小学校、第十小学校では2回開催されております。また、中学校でも1度だけ第一中学校で実施をしております。

それから、実施されていない地域につきましては、これも学校で申し上げますが、第一小学校、第三小学校、第七小学校の以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今伺いました、その実施されていない地域の中の第一小学校というのは、第一中学校で避難所体験訓練が実施されておりますので、その住民の皆様は、その御答弁のあったように、避難所生活の基礎知識としての訓練をもう既に体験していただいている地域とみなしても差し支えないと思いますので、実施されているというふうにみなしてもいいと思うんですね。また、実施されている地域の中で、2回開催されているという御答弁もいただきましたけども、第二小学校、第五小学校、第十小学校ですか、その3カ所との御答弁もありました。もちろんこれ訓練ですから、回を重ねて、その地域の課題などが、回を重ねてね、何回も繰り返してやるごとに、その地域の課題とか、またどういったその地域での課題、そういったものがいろいろ把握できますので、地域防災力の向上には確実に繋がるとは思いますけれども、ただその開催されていない地域、例えば御答弁のあった第三小学校、第七小学校の2カ所を優先して開催していかなければ、市内全体の避難所体験訓練というのが完了されないと思うんですね。そこで、毎年度1回の開催されてますから、この開催に当たって計画的に開催場所を決めていらっしゃるのか、避難所体験訓練の会場決定までの経緯を伺うのと

あわせて、実際にまだ開催に至っていない地域についての実施日程について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） まず、避難所体験訓練の会場を決定するまでの経緯でございますけれども、この避難所体験訓練につきましては、平成19年度から実施をしております、その後、平成23年度からは防災モデル地区事業というのを新たに開始いたしました。どちらも地域の方々を対象にした事業ということで、地域ごとの実施を進めておりますが、途中からですね、平成26年度からですが、同じ年度で実施する避難所体験訓練と防災モデル地区事業は、おおむね同じ地域を対象として実施していくことがいだろうという考えのもとに、現在まで進めているというところでございます。

それと、実施につきましては、対象地域となる学校と、それから自治会等の皆様に事前にお話しさせていただきまして、日程可能なところで実施をしてきているというところでございます。明言はできかねますが、未実施の地域を優先に調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、その未実施の地域を優先に開催を進めていただいて、できれば2回、3回と数多く開催することで、その地域の課題というのがいろいろと見つかると思いますので、お願いいたします。

次に、避難所管理運営マニュアルの活用はについてです。

各避難所の実態に即した簡易版のマニュアルの作成を進めていらっしゃると。また、その第十小学校と第四中学校の2校で、平成28年度に作成された——マニュアルをね、作成されたという御答弁がありました。第十小学校の生徒の多くは、卒業後に第四中学校ですか——に通うように、同じ学区内ですから、避難所管理運営マニュアルの作成も連携されて行ったのかなというふうに推察するところではありますが、これら2校がどのように避難所管理運営マニュアルを作成されたのかを、詳細を伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 以前から避難所管理運営マニュアルの活用につきましては、各避難所の実態に即した簡易版のマニュアルを作成することが、当面の課題というふうに市のほうでは考えてございました。そこで、まず市で簡易版のマニュアルの素案を作成いたしまして、昨年11月の下旬に開催されました学校長会で、その素案の説明と作成のお願いをしたところでございます。その後、第十小学校と第四中学校の2校から、年度内にその作成に応じていただけるというお話がございましたので、それに基づきまして素案をもとに作成作業を進め、地域の自治会の皆様にもお声かけをして、内容を御理解いただきながら作成したものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今その学校長会で作成のお願いをされたとの御答弁をいただきましたけれども、平成19年度から避難所体験訓練というのが実施されている8会場ですか。今伺った、詳細、実施された会場を伺いましたけれども、その8会場の中から、これまで機運の盛り上がり、自分たちで実際に体験してみて、自分たちのその場所に合った、見合ったマニュアルが必要だよみたいな機運の盛り上がりですとか、マニュアルをつくりましようみたいな、そういった声は上がらなかったのでしょうか。

また、市が平成26年6月に作成された避難所管理運営マニュアルに、今後の方向として本マニュアルの基本とした避難所ごとの避難所管理運営マニュアル実用編ですか、簡易版というんでしょうか、その作成を検討してまいりますと記されておりますし、また避難所運営規定の作成での項目では、市は避難所である学校施設の利用について、学校側と事前の調整を行い、避難所管理運営マニュアル実用編を作成しますと、ここでは検討ではなく作成しますというふうに記されています。

そこで、この市が作成されました避難所管理運営マニュアルから3年半ぐらいは経過してるんですね。関係機関と協議しながら作成を進められているという御答弁もいただきましたので、どのくらい、この実用編の作成が進んでいらっしゃるのか、進捗状況について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所体験訓練は、先ほど申し上げましたとおり、平成19年度から実施してございますけれども、これまで開催された地域からマニュアルの作成について声が上がったとか、そういったことは残念ながら把握はしてございません。それから、簡易版のマニュアルの作成についての進捗の関係なんですけれども、昨年度の十小と四中に続きまして、この29年度については、今現在、6校に素案の説明を行い、作成に向けて調整を進めてるところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今その調整を進めてるのが6校ということですが、その6校はどちらの学校なのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 現在調整を進めてる学校につきましては、第二小学校、第三小学校、それから第一中学校、第二中学校、第三中学校、第五中学校の以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺った6校というのは、小学校よりも中学校のほうが多いですよ、作成が進んでいらっしゃるということですが、基本的に市としては、小学校を会場とした避難所体験訓練が実施されておりますので、今伺った中学校で簡易版が作成された際には、各マニュアルどおりつくられた簡易マニュアルが機能するかどうか、またマニュアルどおりに事が進むかどうかの確認のために、避難所体験訓練ですか、それを実施、マニュアルに沿った形で、活用した形で避難所体験訓練が実施されるのかどうかを伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 訓練の実施につきましては、まずは未実施の地域での開催を優先して調整していく予定でございますけれども、実施することになった学校で既にマニュアルが完成していれば、そのマニュアルを活用した避難所体験訓練を実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） じゃ、それでは今年度、避難所体験訓練を実施した第十小学校で、マニュアルの活用をして訓練が実施されましたけれども、そういったマニュアルを活用した——簡易的なですか、マニュアルを活用した実践的な避難所体験訓練でしたが、そういった体験訓練は市内で初めてだったというふうに思うんですね。そうしますと、その訓練時にさまざまな問題ですとか、課題が挙がったと思うんですが、それについて伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所体験訓練での課題や問題ということでございますけれども、第十小学校で実施した訓練の中で、基本的に複数の訓練を体験してもらおうということで、1つの訓練が大体20分程度というになってございます。簡易マニュアル、そのものの説明も必要になりますから、訓練時間が短く、これは工夫が必要だなというふうに感じてるところでございます。また、マニュアルに沿って、実際に訓練参加者の中から避難所運営の役員を選出して、運営委員会の立ち上げを行うというようなことを通して、課題を掘り下げていくのも、そういう必要も感じるところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今そのマニュアルの説明ですとか、訓練時間が短いというふうにおっしゃってました。全体的に訓練はそんなに長くても、集中してやらなければいけないことですので、ある程度、役員ですか、避難所運営にかかわっていただく役員の方と事前に協議をしていただいて、実際に避難所体験訓練の際には、そ

ういった協議のもとでスムーズに運営していただけるほうが、より効果的ではないかと思しますので、今後ともその辺のところは御検討のほど、よろしく願いいたします。

次に、避難者カードの整備はについてです。

避難所の備蓄コンテナに、避難所管理運営マニュアルとともに配備されてるという御答弁でした。東日本大震災や熊本地震など、大規模な地震が発生した場合には、電気、水道、ガスなどのライフラインが断たれてしまって、生活に大きな支障を来すこととなります。これ一番、電気の復旧が最も早いと言われておりますが、それでも1週間ぐらいかかるようです。

そこで、避難所に配備されている避難者カードに限らず、各種帳票について、混乱なくね、すぐに活用できるように一定の枚数を配備する必要があるのではないかと思うのですが、どのように配備をされてるのか伺います。

また、その避難者カードに必要事項を記入していただく、避難者カードを避難された方に配布する、そのタイミングについてもあわせて伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 避難者カード等の配備につきましては、避難所管理運営マニュアル及び様式集と記載した封筒に、そのマニュアルと各種様式の帳票を入れまして、各備蓄コンテナの入り口ですね、ドア付近に今配備をしてございます。

また、避難者カードの配布のタイミングについてでございますけれども、各避難所において運営委員会が設置をされ、運営委員会の方針のもとに、避難者に対して避難者カードが配布されることになってございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 避難所管理運営マニュアルと一緒に封筒に入れて配備されてるという、各種様式というのを、帳票というのは、避難所の収容人数にかかわらず、その同じ枚数を備蓄コンテナに配備されているんでしょうか。

また、その避難所に指定されているけれども、備蓄コンテナが設置されていない公共施設ありますよね、公民館ですとか市民センターですけれども、そこへの対応を伺うのとあわせて、細かいことで恐縮なんですけれども、備蓄コンテナ、これ私、今回質問に当たりまして、いろいろと配備されてる品物を見させていただいたんですけれども、筆記用具が配備されていないんです。平常時であれば、そのボールペンなどの筆記用具は、皆さん、かばんの中とか上着のポケットとかにお持ちでしょうけれども、災害時には何よりも命が大切ですので、着のみ着のまま避難される方も多いと思います。そこで、その書類は整っているけども、避難所管理運営マニュアルと一緒に帳票が封筒に入って、書類は整っていますけれども、筆記用具が足りない状況で現場に混乱が生じないように、よりきめ細やかな対応が必要だと思います。

そこで、ボールペンが本当は一番いいんですけれども、ボールペンというのは年数が経過すると書けなくなってしまいますので、鉛筆を一箱、例えば高齢者の方、筆圧が余りない方でも書けるように、HBではなくBぐらいがいいとは思いますが、その削った状態で、すぐに書ける状態で各種帳票と一緒に配備されてはいかがでしょうか、伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 避難者カードの枚数につきましては、現状では各備蓄コンテナに同じ枚数で10枚ほど配備してると、そういう状況でございます。配備枚数につきましては、コンテナの収納に限りがございますので、収納物資等の整理とあわせて、今後配備を調整していきたいというふうに考えてございます。

それから、備蓄コンテナが配備されていない公民館や市民センター等への対応ということなんですけれども、

各避難所の運営委員会設置後に、本部から送致して対応することになると思います。また、今後、総合防災訓練で実施しております非常時優先業務確認訓練におきまして、各施設で避難所を設置する場合の課題の検討も組み入れるなどの調整は、今後してまいりたいと考えてございます。

それから、筆記用具の件ですけれども、各施設の管理者に避難所運営委員会のメンバーに入ってもらい、運営を進めてもらうことになっておりますので、その中で臨機応変に施設の備品類も、借用等もお願いすることになると考えてございますけれども、御提案の趣旨は理解できるところでございますので、配備については今後調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 避難者カードのその枚数ですけれども、今10枚という御答弁でしたが、先ほど私も申し上げましたように、そのライフラインが断たれて、これ復旧で電気が最も早くても1週間というふうに申し上げましたけれども、その避難所での運営、例えば10枚ですと、これ1世帯1枚ですから、10世帯しか記入できないんですね。そうすると、避難所に受け入れていただく方のさまざまな情報、人数の把握、あと支援物資の量云々、さまざまなことの集計のためのカードだと思いますので、そうすると10世帯分しか書けないと。あとはコピーをするにも電気が通ってないですから、できない状況では、やはり現場でその対応に混乱が生じてしまうかもしれませんので、ぜひ10枚という、10世帯というのが十分だというふうにお考えで配備されてるんだと思うんですが、まずそのお考えについて伺うのとあわせて、そのコンテナの収納に限りがあるというふうにおっしゃってますけれども、封筒に入れて配備をされているので、それほど、例えば段ボールに入れてくれるというふうに言ってるわけではないので、もう少し配備ができないかということと、あと各施設によって収容人数ですか、違いがあると思うんです。私、避難所管理運営マニュアルを見させていただいて、備蓄庫があって、収容人数が一番少ないのが蔵敷公民館で138名なんです。一番多い施設というのは、第一中学校で1,482名になっています。これ収容人数的にも10倍以上の差があるので、例えばですけれども、収容人数が1,000名を超える施設には、避難所管理運営マニュアル及び様式集の封筒を2セット用意するなどのその収容人数を配慮した配備を進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難者カードの枚数につきましては、それで十分と考えてるわけでございませぬし、収容人数が避難所ごとに異なってることも承知をしてるところでございます。先ほど申し上げましたとおり、備蓄コンテナの中には、ちょっとかなりもう手狭になってきているところがございますのと、避難者カード以外にいろんな帳票もありますので、それらも全部ふやすとなると、どうしても整理が必要になることとございますので、中にある収納物資等の整理とあわせまして、配備については今後調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、整理整頓で整備をしていただく、配備していただくようによろしく願います。

避難者カードの配備について伺いました。備蓄コンテナが配備されていない公民館、市民センターについても、ぜひ封筒1つですので、事前に配備していただきたいのですが、その辺も調整をお願いいたします。

現状の避難者カードですけれども、世帯ごとに住所、氏名、あと続き柄、性別、年齢、介護の要不要、あと入所日、退所日、あとお問い合わせに対する氏名、住所の公表の可否などを記入する項目が設けてあります。避難所管理運営マニュアルの避難者カードの配布の項目には、カードには年齢、続き柄、性別などのほか、特

別食、これアレルギー食ですとかミルクですか——などの情報、治療中の疾病、障害の有無とその種類等を記入していただきますと記されてます。

私、先ほど申し上げたように、記入する項目がないんですよ。そうすると、例えば疾病ですとか障害の有無を記入するのは、特記事項というところに記入するんだというふうに思うんですね。そうすると、避難者カードというのは、避難された方々の支援に必要な情報を正確に、迅速に把握するものですので、特記事項に記入していただくよりも、その項目を設けて、簡易に丸ですとか、チェックの印で記入していただいたほうが、間違いが起こりにくいと思うんです。

そこで、その現状の避難者カードというのは、その世帯別に記入していただく様式で、これ7名分記入できるようになってるんですが、今の時代、7名家族の世帯の割合というのは非常に少ないと思いますし、家族の人数が例えば7名、8名いらっしゃる家族であれば、その避難者カード、複数枚で対応していただくということも可能だと思いますので、その分のスペースを活用して、その配置を工夫していただいて、氏名、今、例えば小学校の卒業式、入学式なども出席をさしていただいておりますが、非常にきらきらネームというんでしょうか、漢字だけでは読みづらい、振り仮名を振ってなければなかなか読めないというお名前もありますし、避難形態ですとか、あと被害状況、あと東大和市内でも非常に外国籍をお持ちの方も多だろうなというふうに感じておりますので、その国籍ですとか、あと携帯電話番号、あとメールアドレス、けがの有無、あと妊産婦、あと乳幼児、その介護度、要するに要介護、介護の有無だけではなく、介護度ですとか、あと医療機器をお持ちかどうかとか、アレルギー、あとペットを連れて避難される方というのもいらっしゃいますので、そういった項目をふやしていただくのとあわせて、現状の避難者カードという欄には、東大和市、丁目、何丁目の丁目ですね。あと番というふうに大きく書いてあるんですが、避難所には東大和市内にお住まいの方以外の方も、市外の方も避難される可能性もありますので、東大和市という文字をもう少し小さくしていただいて、避難者カードの様式、全体を見直し、改善を図っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） いろいろ御提案いただきましたけれども、避難所管理運営マニュアルでは、各種帳票、様式化はしておりますけれども、状況によりまして、その都度、必要な様式を作成して使用するということが想定してございますので、今お話があったような内容、様式の変更や、また必要があれば新たに様式なんかも作成しながら検討はしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、改善、見直しなど行っていただきたく、お願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

体験型から運営型に移し、展開されるというふうに御答弁をいただきました。そこで、その運営型というのは、避難所ごとの避難所管理運営マニュアル実用編、簡易マニュアルですか——を活用した第十小学校で実施された訓練と同様であるという認識でよいのかどうか確認させていただきます。

○総務部参事（東 栄一君） 基本的には避難所管理運営マニュアルを活用した訓練に、ウエートを移していければと考えたところでございます。体験型の訓練がなくなることはないというふうには考えてるところでございますけれども、できれば体験型と運営型の訓練を並行して実施しながら、徐々に運営型の訓練に重点を置いた内容にできればというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） この避難所体験訓練なんですけれども、毎回参加されている社会福祉協議会では、災害

時対応車椅子体験ですとか、あと避難所支援講習など、身近なものを活用してより具体的な内容のたまちゃん出前講座というのを実施されています。現在、体験型で行っている訓練内容を、今後は運営型へ展開されるといふ御答弁でしたけれども、実際に避難者、避難された方、避難者全員が運営に携わっていただくわけではありませぬし、一般的な体験型から、今行っている一般的な体験型から、この避難所で過ごすことを想定して身近にあるものを工夫し、その避難所生活をより快適に過ごせるような災害時の対応、多くの方に学んでいただくのと、その運営型と一緒に合わせた訓練内容のほうが、より効果的ではないかというふうに思うんです。そこで、その現状の訓練内容の見直し、例えば私が今申し上げたような、社会福祉協議会でのたまちゃん出前講座などを活用した訓練の実施について、御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 社会福祉協議会で実施をしているたまちゃん出前講座ですね。こちら、身近にあるものを工夫して、避難所生活をより快適に過ごせるように、災害時の対応を学ぶ訓練ということで、大変有意義な訓練というふうには認識はしているところでございます。市で行う訓練と、それから社会福祉協議会で行う訓練が、できれば重複しないほうが効率的なところがあるということで、すみ分けで実施したほうが良いというふうに考えてるところもありますけれども、社会福祉協議会とは、これまでも各種防災訓練で連携をして取り組んでるところがきてるところでございまして、御提案を踏まえまして訓練内容については工夫に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 社会福祉協議会と訓練が重複しないほうが良いというふうにおっしゃってますけれども、訓練というのは何度も繰り返してやることで効果はあると思いますので、特に重複しても構わないと思いますので、その辺のところは御検討いただきたいと思います。

次に、防災モデル地区事業についての事業の目的はについてです。

防災上の課題の発掘と、市民の防災意識の向上を図ることを目的とされているとの御答弁をいただきました。そこで、今まで実施された地域によって、その課題は地域ごとに多少は異なると思いますけれども、それぞれの地域で挙げた課題について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 防災モデル地区事業の実施で、地域で挙げた課題ということでございますけど、一部だけですが紹介させていただきますと、例えば上北台地区では、地域の要支援、要援護者の把握ができていないことや、それから自治会のない地域もあり、災害時の体制に不安があり、住民相互の交流の場が不足していて、発災直後の具体的な初動対応態勢ができてないといった課題が挙げられておりました。

また、蔵敷地区では、高齢化率が市の平均を上回っていることや、それから地域内の生活道路が、団地開発の行われた地区を除いて、一般的に幅員が狭くて行きどまりも多いというような意見がありまして、それが防災上の課題として挙げられておりました。

それから、向原1丁目から3丁目地区では、これも高齢化率が高いことと、それから訓練を繰り返し行うための具体的な共助の体制がないことなどが、課題として挙げられてるところでございまして。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺った住民相互の交流の場の不足ですとか、高齢化などというさまざまな課題が挙げられましたけれども、これらはこの防災モデル地区事業を実施された地域だけでなく、その市内全体の課題ではないかというふうに思うんです。そこで、これらの課題について、今後どのように取り組んでいかれるのか、市のお考えを伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 住民相互の交流をどう進めていくのか、さらに高齢化が進む中での支援のあり方ですね、まさしく市内全体の課題だと考えます。こうした課題にどのように取り組んでいくのかということでございますけれども、一朝一夕に解決できる課題ではございませんので、今実施している避難所体験訓練や防災モデル地区事業など、事業としては地味な事業でございますけれども、こうした地味な事業を継続して実施していく中で、また新たな課題の解決の糸口が見つかることもあるというふうに考えてございます。したがって、当面は周知のあり方や訓練の内容を工夫しながら、事業の継続に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 事業としては、地味な事業とおっしゃってますけど、その地味な事業の一つ一つの積み重ねが非常に重要ですので、ぜひとも取り組みのほど、よろしくお願いたします。

次に、開催状況及び成果はについてです。

毎年度1回実施されていて、平成29年度は立野地区の住民を対象に開催されたという御答弁をいただきました。地区事業ですので、それぞれの地区で開催されますが、どのような地区割りをされているのか伺いたいと思います。

市は、その市内16地区別に防災地区カルテを作成されましたが、同様に防災地区カルテの地区ごとに、16地区別に開催をされているのか伺うのとあわせて、成果として防災意識の向上が図れるとの御答弁でしたが、例えば防災モデル地区事業の開催をきっかけに、自主防災組織が立ち上がったような具体的な成果があったのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 地区割りにつきましては、おっしゃるとおり防災地区カルテの16地区別を基本としてでございます。ただし、住宅密集地域や自治会等が多い地域につきましては、分割をしながら実施をしているというところでございます。

それから、具体的な成果についてでございますけれども、参加者のアンケートなどからは、地域の防災体制づくりや災害時の避難所開設、運営体制づくりについて、地域の課題や平常時から必要な取り組みに関する理解が進んだことが見てとれますので、その意味で防災意識の向上は図れているというふうに認識はしているところでございますけれども、この事業をきっかけにしまして、自主防災組織が立ち上がるといったところまでは、そこまでは至ってないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） これからまた、まだ8地区までですから、これから徐々にその防災意識の向上に向けての取り組みは進むとは思いますが、

じゃ、次のその地区防災計画の策定はについて伺いたいんですが、その自治会などの団体が独自に防災計画を策定されているのは承知しているが、その全体の状況というのは把握されていないという御答弁をいただきました。そこで、何団体の自治会などの団体ですか——が防災計画を策定されているのか伺うのとあわせて、独自の防災計画というのは、その地区防災計画と位置づけられるのかどうかを伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 市で把握しているものとしたしましては、2団体が独自に防災計画を策定していると認識してございます。

それから、それらの防災計画の地区防災計画として位置づけられるのかについてでございますけれども、平成25年の災害対策基本法の改正におきまして、地区単位の居住者と事業所等が行う自発的な防災活動に関する

地区防災計画制度が新たに創設をされました。法制度上の地区防災計画は、市の地域防災計画に地区防災計画を定めることが必要となっており、さきに申し上げました2団体の計画につきましては、市の地域防災計画に定めがありませんので、地区防災計画には位置づけられないものと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） まあ、独自の防災計画なので、地区防災計画ではないという認識だというふうに思うんですけども、本来であれば、その各地区や自治会ごとに策定された、地区ごとですから、地区防災計画ですとか、独自の防災計画を市が一括管理をしていただいて、その全体を把握していただいて、防災意識の向上や地域の横のつながりを高めるためにも、その情報交換などの機会を設けていただいて、市内全体で防災力向上に向けた取り組みが行われたらというふうに思いますが、その個々の取り組み、個別に防災計画もつくられているところが2団体あるということでしたけれども、個々の取り組みがなかなか進まない状況について、市の御認識を伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 市内全体で、その防災力の向上に向けた取り組みが、なかなか進まないという状況についての認識というふうに思いますけれども、一言で言えば、社会の変化であり、ライフスタイルの変化や価値観が上がり、地域社会に対する関心や帰属意識も変化しているということで、この防災モデル地区事業の参加を通しまして、防災意識が高まり、地域のつながりの重要性を御理解いただいている感触はありますけれども、さらにその先のステージに上がるまでには至らない状況にあると、そういうふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 感触はあるけれども、その防災意識の高まっているという感触はあるけど、なかなか防災計画、地区防災計画までにはつながっていない現状があるということですよ。

次の今後の課題というふうに移りたいと思うんですが、平成23年度より実施されて、平成29年度の立野地区で8地区目で実施、今後はその実施されていない地区で開催をしていきたいというふうにおっしゃっていました。もちろんその避難所体験訓練もそうですし、今伺っている防災モデル地区もそうですけれども、実施されていない地区での開催が優先されますけれども、今まで8地区で実施された事業内容の情報発信も、ぜひ行っていただきたいというふうに思います。

近隣の事例を申し上げますと、立川市では防災モデル地区推進事業として、各地区の取り組みやワークショップの様子、また避難所となる各学校の活動計画や避難所運営マニュアルなど、細かいことを地区ごと学校ごとに、取り組みの状況や成果を地区内の皆様に共通認識として持っていただけるように、地域で取り組む防災減災まちづくりニュースというのを作成して配布されています。また、ホームページにも同様なものを掲載し、情報発信をされているんです。

防災に関して、私、過去にも、備蓄品の内容を市民にわかりやすく写真つきで掲載してほしいというふうな要望もさせていただいておりますが、当市でも防災モデル地区事業の様子や成果を、ぜひホームページ、リニューアルされましたので、閲覧数の増加が大いに期待されますので、そのホームページを活用して、東大和市の防災対策として市民と協働した取り組みをわかりやすく、積極的に情報発信に努めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 情報発信についてでございますけれども、立川市のホームページに掲載されている内容につきましては、私も確認をさせていただきました。参加されていない市民の皆様にも、各地域での取り組

みの様子や内容を共有できることは、意義あるものというふうに考えてるところでございます。御提案を踏まえまして、これについては検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 当市でも、さまざまな取り組みをされているんですけども、それがなかなか情報発信、表向きにいろいろと情報を発信することが、なかなかまだ至っていないのかなというふうに感じておりますので、ぜひとも御検討、またお取り組みのほう、よろしく願いいたします。

次に、無料公衆無線LANの整備についての現状及び対応はについてです。

無料公衆無線LANを整備する利便性について、3点申し上げたいと思うんですが、1つ目としては観光施策の推進として、交通、観光拠点などに、おもてなし環境の整備として、市内を訪れる方の利便性の向上や、地域全体の活性化が図られる。2点目としては、防災対策として避難所、避難場所などの防災拠点に整備することで、地域の安心安全な環境の構築が図られると。3点目としては、市民サービスの向上として、市役所窓口や公民館、図書館などの公的施設に整備することで、市民の利便性の向上や住民への情報提供サービスの充実につながるなどの主な利便性として、3点を挙げられています。

災害時に有効であるが、なかなか導入に至っていないという御答弁をいただきましたけれども、今申し上げたようなその利便性を鑑みまして、無料公衆無線LANの整備について、今までどのように検討されたのかどうかを、まず伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 災害発生時に避難所となる公共施設等におきまして、情報伝達の仕組みの必要があるということは十分認識してるところでございます。無料公衆無線LANは、とてもいい手段だというふうに認識をしてるところでございますけれども、平常時の運用コストがどうしても発生してしまうということで、防災の観点で設置するのは現状では難しいという判断をしてるところでございます。このため、まず平時に運用コストがほとんど発生しないと思われるNTTの特設公衆電話の設置につきまして、これを優先して今現在、検討を進めてるところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） なかなか平常時の利活用なども含めて、コストがかかるということですけども、政府はその防災の観点から、2020年までに約3万カ所のWi-Fi環境の整備を目指した取り組みを進めています。避難所に避難された方々の連絡手段として、SNSやスカイプなどですね、インターネットを活用した対応の有用性が高いというふうに思われています。そこで、その避難所となる学校施設、体育館もそうですけれども、学校施設のネット環境について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所ということで、私のほうから答えさせていただきますけども、現在、体育館ではインターネットの環境はないということでございます。それから、パソコン教室には、有線によるインターネット回線があるということございまして、それと普通教室には2教室に1つの割合で廊下に無線LANのアクセスポイントがありまして、パソコン教室にあるパソコンと教師が使用する教授用パソコンで使用が可能ということでございます。また、無線LANを使用するに当たりましては、パソコンの事前登録が必要ということで、一度に全てのパソコンでアクセスすることはできないというお話を伺っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今その無線LANを使用するには、事前登録が必要との御答弁ですけども、災害時に避難された市民の方も、登録すればその無線LANを使用することができるのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 普通教室での無線LANの環境でございますけれども、サーバー側とパソコン側で相互に暗号キーというのを持ってるということで、お互いに認証できた場合に通信できる仕組みになっているということでございます。したがって、現在のところ避難者がこの無線LAN環境に、スマホなどでアクセスできる環境にはなっていないということと、仮にその仕組みを解除してできるようになった場合でも、災害時には同時に大勢の方々のアクセスが集中することが考えられます。システム担当部門のほうに確認いたしましたら、現在のサーバーは学校の授業用の処理能力で設定してるということで、災害時の利用を想定していないため、集中してしまうとふぐあいが生じる可能性があるということ、したがって災害時の無線LAN環境を整備するには、サーバー側の容量も見直す必要があるというふう聞いてるところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁に出た暗号キーというのは、お互いのパスワードのやりとりだと思いますので、パスワードを入力すればアクセスは可能ではないかというふうに思うんです。ただ、その容量の見直しというふうにおっしゃってましたので、容量的に多くの方が一遍にアクセスしてしまったら、パンクしてしまうという状況だと思いますので、その容量の見直しを、まず検討していただければというふうに思います。

ぜひ、セキュリティなどの課題もありますけれども、災害時にはその緊急対応として、回線の開放をぜひ市民の方にもしていただきたいので、まずは容量の見直しなども含めた形で御検討ください。これは御答弁は結構です。

次に、他市の状況はについてです。

26市中の11市が導入されているという御答弁でした。そこで、その防災目的の4市と、その防災と観光目的の3市について伺うのとあわせて、その導入目的が、その防災、その4市ですね、防災に特化されてる自治体というのは、その災害発生時、ライフラインが断たれて、停電などで公衆無線LANが使用できないなどの支障が生じないよう、長時間の停電が発生した場合を想定したバッテリーで稼働できるような機能つきのものを導入されてるのか、確認させていただきます。

○総務部参事（東 栄一君） 以前に調査した資料に基づいてでございますけれども、防災目的で導入している市は、小金井市、国分寺市、狛江市、清瀬市の4市でございます。防災目的というのは、避難所となる体育館や公共施設に設置をしているという意味でございます、その非常用のバッテリーを導入しているというものではないというふうに、その時点では確認してるところでございます。

それと、防災と観光目的で導入してる市につきましては、立川市、武蔵村山市、稲城市の3市でありますけれども、これは防災のほかに駅周辺の施設での観光用にも活用してると、そういうものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうすると、この26市中11市が導入されている、どこもそのバッテリーで稼働するような、そういった機能を持った公衆無線LANがないということですよ。わかりました。

今伺った7市ですけども、この7市の中では当市が検討を進めている、その次の避難所となる公共施設などへの配備はについて御答弁されている、災害発生時に避難所などの情報伝達手段として有効な、その特設公衆電話ですか——の整備が、もうこの7市については済んでるという認識でよいのか確認させていただくとあわせて、当市の特設公衆電話ですか——の検討状況と整備時期について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 先ほどのバッテリーがないという話につきましては、その当時のお話ですので、もしかしたらあるかもしれませんが、その当時の調査ではなかったということで御理解いただきたいと思いま

す。

それで、公衆無線LANを導入してる7市のうち、特設公衆電話を導入している市は4市というところでございます。

それから、当市の特設公衆電話の検討状況でございますけれども、今年度に入ってからNTTと、それから事業者、また私ども防災担当者と建築課の職員で、市内の小中学校、15校を回りまして現状確認を実施したところでございますけれども、整備時期等につきましては現時点では未定でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、この特設公衆電話ですか、早目に整備をお願いいたします。未定ということですが、私としては、無料公衆無線LANの配備をしていただきたいんですけども、とりあえず先に特設公衆電話の整備のほう、よろしくをお願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

平常時の運用コストが発生するために、利活用について研究されとの御答弁でした。平常時の利活用で申し上げますと、避難所となる学校は普通教室、御答弁にありましたように普通教室の2教室に1台の割合で、廊下に無線LANのアクセスポイントがあって、授業で利用されておりますので、学校に関して申し上げる課題としては、災害時に市民に回線を開放していただけるような容量を上げていただくという、そういった改善が課題となっています。

公民館や市民センターなどでは、その平常時の利活用としては、市民グループの方々が、スマートフォンですとか、パソコンなどを持ち込んでインターネットを活用した情報収集、情報発信の活発な活動に広がると思います。また、その防災の観点から、無料公衆無線LANの整備予定はないというふうな御答弁をいただきましたけれども、この整備促進は今まで申し上げたように、防災拠点となる公共施設の災害時における通信手段の確保に大きく貢献するものですので、ぜひとも導入に向けて検討いただきたいのですが、再度、御見解を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 公衆無線LANを整備することで、さまざまな活用や利便性の向上につながるということにつきましては、私どもも十分理解してるところでございます。しかし、厳しい財政状況の中で、災害時だけ費用が発生する仕組みの手段でないと、なかなか防災としての観点からの導入は、難しいのではないかなというふうに考えるところでございます。引き続き活用のあり方につきましては、研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 防災の観点からだけの導入は難しいですけども、今申し上げたように、市民の活動の幅が広がったりとか、あとさまざまな利点、成果ありますので、ぜひとも御検討のほど、よろしくお願いいたします。

平成28年の熊本地震における避難生活の実態報告書によりますと、災害から1カ月が過ぎたころに、行政側から住民主体の避難所の自主運営がうまく機能しないという悩みの声が上がリ、特にさまざまな地域から人が集まった避難所は、リーダーが不在で掃除や配膳など、ほとんどのことを行政職員が担っていたと。これは現場での切実な声だと思うんです。

また、日中は高齢者や乳幼児のいる世帯など、いわゆる要配慮者ばかりのため、組織的な動きをつくるには限界があり、対応策として、ふだんから家でやっていることはなるべく自分たちでやろうですとか、あと住民

みんなで運営にかかわろうという言葉を含い言葉に、15世帯から20世帯を1班とした小グループを形成し、班ごとに班長、ごみ係、清掃係、食事係、健康係を決め、これによって自分でできることは自分でやろうという自立への意欲や役割が生まれ、心身の活力向上につながる取り組みとして、またその施設管理者が週に1回、班長会議を開いて、行政も会議に加わり、住民の抱える問題の共有や相談、復興支援にかかわる情報共有の場として機能した数少ない事例であると報告されています。

課題といたしましては、施設規模や避難する住民の顔ぶれに応じて、自主運営の方法を地域での避難所体験訓練で培うことが重要であると言われてるように、避難所体験訓練の重要性が報告されています。避難所を運営するに当たり、マニュアルどおりに物事が進めば問題が全くありませんが、災害時において何が起ころうとも迅速に対応できる体制を確立するためには、備えは万全に、そしてきめ細やかに、また地域防災力の向上は地域の方々と連携した市民協働による積極的な取り組みが重要となりますので、これまでのその事業内容の充実や改善に、ぜひとも今回、努めていただきたいと思いますので、ぜひその点を要望いたしまして、最後に市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 避難所体験訓練とか防災モデル地区事業等、私どものほうもいろんなことをさせていただいていますが、基本的にはやはり地域の皆さん方が、その地域の特性を理解していただきながら、避難所訓練、体験訓練ですね、あるいは防災モデル事業等、そういった中で地域の皆さんが、先ほど御質問者もお話しされたように、それぞれの地域の中ではやっぱり特性というのがありますので、そういう方々がふだんから一緒になって、そんなふうな運営ができるようになればというふうには思っています。これから、当面はまだそのような形で訓練ができてないような地域には、しっかりとやっていきたいというふうに思いますし、既にそのような形で、形ができつつあるようなところは、さらに主体的に事業ができるように、なるべく大勢の方に参加していただけるような形に、工夫していければというふうに思っています。

それから、無料のWi-Fiにつきましては、防災関係という特化した形では難しいかなというふうには思いますが、公民館事業等、集会所等ですね、いろんなところでWi-Fiを持ち込んで使っているというふうなお話も聞きますので、そのようなところも考慮しながら検討していければというふうに思っています。以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、避難所体験訓練や、さまざま地域の方と市民協働で、この防災に関する取り組み、進めていただけますようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

---

午前10時43分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 東 口 正 美 君

○議長（押本 修君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

〔19番 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） こんにちは。議席番号19番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問させていただきます。

まず1番として、残薬の活用で薬の適正使用の確認と医療費抑制の推進について伺います。

厚生労働省によると、潜在的な残薬は年間500億円に上り、薬剤師の管理や指導によって400億円分は改善できると推計されています。2007年、日本薬剤師会の調査によれば、75歳以上に限っても全国で年間約475億円の残薬が推計されるとしています。また、2014年、埼玉県薬剤師会が、高齢者150人の自宅を訪問したところ、全員に残薬がありました。薬の飲み残しは、医療費の無駄遣いになるだけでなく、患者の健康にも害があります。処方どおりに薬が服用されず、症状が回復していなければ、医師はこれでは効果がないと判断し、より強い薬に変えることも起きてきます。このような状況に対して、各自治体ごとに残薬に対する取り組みが行われ始めています。

そこで、お伺いいたします。

①残薬についての当市の認識について。

②残薬が発生する原因、また薬を残していることでのデメリットなどをどのように考えるか。

③残薬の適正管理及び活用の取り組みに対する考えについて。

ア、現在の状況と課題について。

イ、他市の状況について。

ウ、取り組みを行った場合の効果についてお聞かせください。

次に、大きな2番、観光事業におけるイベント民泊と民泊の活用について伺います。

ことしも伝統の多摩湖駅伝の参加者募集が始まりました。平成23年第3回定例会の一般質問で、多摩湖ランについて取り上げて以来、毎年、多摩湖駅伝について質問させていただき、私なりに新たな提案をしてまいりました。その中で、取り上げていただけたもの、まだ研究課題が残るものなどさまざまありますが、ことしも何か新たな提案をと思っていたときに、イベント民泊なるものがあることを知りました。イベント民泊とは、各地のイベントに合わせて自治体が自宅提供者を募り、宿泊所を提供するものです。

2016年、観光庁と厚生労働省により、イベント民泊のガイドラインが作成され、ことしも全国幾つかの催しでイベント民泊が行われました。前回の定例会で、公明党の同僚議員から、広域連携による狭山丘陵観光連携事業について、また狭山丘陵を利用した森林セラピーについて質問いたしました。いずれの答弁の中でも、宿泊施設がないことが課題であるとありました。多摩湖駅伝に限らずとも、市内のイベントに合わせてイベント民泊ができれば、狭山丘陵の魅力を堪能してもらうだけでなく、東大和市の観光事業に新たな魅力、新たな展開ができるのではないかと考えました。

一方、民泊については、旅館業法の一部緩和、さらには国家特別戦略特区での特区民泊を経て、本年、2017年6月、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が成立し、来年、2018年6月に施行となっています。民泊は、年々増加する訪日外国人の受け皿となる宿泊施設として期待が高まっています。訪日外国人の数は、本年9月末には2,119万6,400人と過去最高の数となり、政府は2020年には訪日外国人4,000人の目標を掲げています。当市においても、イベント民泊、そして民泊に取り組んでいくことは、地域の活性化に大いに役立つものと考えます。

そこで①として、イベント民泊と民泊の違いと、それぞれにおける自治体の役割について伺います。

②多摩湖駅伝のイベント民泊の活用について。

アとして、多摩湖駅伝に他市からの参加者と宿泊状況についてお聞きします。

イとして、イベント民泊を活用した他市の事例（高知県四万十川桜マラソン、福島県相馬野馬追）から参考になることがあるかお聞きします。

③うまかんべえ～祭や産業まつりなどでイベント民泊を活用することができるか伺います。

④狭山丘陵観光連携事業における民泊の取り組みについて、お考えをお聞かせください。

次に、大きな3番、野火止用水の保全と周辺的生活環境整備について質問いたします。

議員になり、7年がたとうとしておりますが、この間、野火止用水の緑地帯の樹木の管理について、周辺の市民から多くの声をいただきました。その都度、担当課にはできる限りの要望を聞いていただき、対処をしていただきました。しかしながら、高木化した樹木の管理には多くの問題があり、周辺住民の要望に応え切れていないという状況があります。野火止用水は、東京都の歴史環境保全地域に指定されており、市内の他の緑地管理とは違う部分もあると思います。人と自然が調和した生活文化都市を目指す東大和市として、将来にわたり野火止用水の保全をどのように考え、取り組んでいくのか、改めて確認させていただきます。

そこで、①野火止用水が東京都の歴史環境保全地域となった経緯・背景、またそのことで本市が担う役割について伺います。

②東大和市における野火止用水の保全は、環境基本計画・緑の基本計画の中でどのようなになっているのか。

③国、東京都、周辺自治体との関係と取り組みについて伺います。

④野火止用水周辺の環境整備について、市民からの声はどのようなものがあるのか、またその対応について伺います。

⑤野火止用水保全のための植生管理については、15年から20年のサイクルで萌芽更新の実施をするとされていますが、その計画はどのようなになっていますか。

⑥今後、よりよい保全活動を行うための市の見解と計画についてお聞かせください。

次に、4番、木育について伺います。

東大和市には、野火止用水周辺だけでなく、狭山丘陵、東大和公園、また上仲原公園を初めとする市内の公園の中、さらには学校の校庭内など多くの樹木があります。それらの木々は四季折々、私たちの生活に豊かさを感じさせてくれるだけでなく、地球温暖化防止に大いに役割を果たしてくれています。一方、さきの質問で述べたとおり、樹木の管理についてはさまざまな課題があるのも事実です。日本人の生活スタイルが大きく変わる中、かつては生活の中で循環されていた樹木が出口を失ってからかなりの時間がたってきました。日本の生活の身近にあった木の文化について改めて考え、再び生活の中に取り入れていこうという木育なる取り組みがあります。また、木育活動の中でウッドスタートという取り組みがあり、全国で幾つかの自治体が行っています。

そこで、伺います。

①木育とはどのようなものか。

②ウッドスタートを行い、木育に取り組んでほしいと考えるが、市の見解をお聞かせください。

ここでの質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔19番 東口正美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、残葉についての認識についてであります。残葉とは飲み残しや飲み忘れたこ

とにより、残ってしまい不要となった薬とされており。厚生労働省の委託事業として、埼玉県などが実施した高齢者等の薬の飲み残し対策事業の調査では、調査に同意した患者150人のうち、全患者に服用中の処方薬に残薬が生じていたとのことでありました。このことから、医薬保険財政における残薬の影響は大きく、残薬の解消は重要であると認識しております。

次に、残薬が発生する原因と残薬のデメリットについてであります。高齢の方は複数の疾患を持ち、多くの種類の薬を処方されていることが考えられ、薬を飲むことを忘れていたり、また自己判断や薬を飲むことを嫌がるなどから残薬が発生するものと考えております。デメリットにつきましては、薬を飲まないことで症状が改善されず、疾患の適切な治療管理がなされないことや、不要な残薬に相当する薬剤費など、医療費の増加があるものと考えております。

次に、残薬の適正管理及び活用の取り組みについてであります。残薬の状況につきましてはその把握が困難なことから、現状の把握はしておりません。厚生労働省の調査結果から、市におきましても高齢者等の処方薬に残薬が生じていることが見込まれますことから、残薬解消の課題があるものと認識しております。

次に、他市の状況についてであります。残薬解消対策としてアメリカで1990年代に始まったブラウンバッグ運動が平成21年度に広島県で開始され、また福岡県の九州大学と福岡市薬剤師会が提唱する節薬バッグ運動が平成24年度から福岡市で試行された後、本格実施されております。東京都におきましては、国分寺市薬剤師会が平成29年9月からブラウンバッグ運動を、東村山市薬剤師会が平成29年10月から節薬バッグ事業を開始したと聞いております。

次に、残薬解消対策の効果についてであります。ブラウンバッグ運動や節約バッグ事業を行った場合には、残薬の有効活用による薬剤費の削減、薬剤師の服薬指導による適正な服薬の推進、薬剤師と処方医師の連携による適正処方の調整、患者自身の服薬に関する正しい認識の啓発などが期待できると考えております。

次に、イベント民泊と民泊の違いと、それぞれにおける自治体の役割についてであります。イベント民泊は旅館業法の営業許可を受けずに宿泊サービスの提供ができます。これに対して民泊は、旅館業法上の東京都等の許可が必要となってまいります。また、イベント民泊では、宿泊施設を確保するために、住民に自宅の提供を要請する等、自治体が主導する役割を果たすこととなりますが、民泊における自治体の役割につきましては、この制度の周知や申請窓口となる東京都への案内等が中心になると理解しているところであります。

次に、多摩湖駅伝大会における他市からの参加状況等についてであります。平成29年3月21日に開催されました第27回多摩湖駅伝大会につきましては、多摩湖周辺及び公園周回コースに過去最高の485チームの申し込みをいただき、選手とともに多くの方々に応援に来られ、大変盛況であったと認識しております。他市からの参加状況等、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、イベント民泊を活用した事例についてであります。多摩湖駅伝大会の参加者を全国から呼び込むためには、イベント民泊の活用が有効になると考えております。しかしながら、参加チームの数については、東大和警察署との協議により、これ以上ふやすことは難しいと判断しております。そのためイベント民泊を今すぐ活用することは難しい状況ではありますが、他市の事例を参考にしながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、うまかんべえ～祭や産業まつりなどでのイベント民泊の活用についてであります。うまかんべえ～祭や産業まつりには、近隣市にお住まいの方々も含め、毎年、多くの皆様に御参加いただいております。参加された方へのアンケート結果からは、公共交通機関を御利用して来場された方の割合が少ないことから、現時

点ではイベント民泊に対する需要は余り高くはないと考えております。今後につきましては、参加者の動向を踏まえる中で、イベント民泊の活用に関しまして調査研究をしてみたいと考えております。

次に、狭山丘陵観光連携事業における民泊の取り組みについてであります。狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会の中では、地域内で宿泊施設が不足していることへの認識は共有しているところであります。しかしながら、3カ年の事業計画の中では、民泊に関する事業展開は含まれていないことから、この取り組みの中での民泊の検討につきましては困難であると考えております。

次に、野火止用水が東京都の歴史環境保全地域となった経緯と背景と市が担う役割についてであります。野火止用水は1655年に素掘りにより、開削により始まり、飲料水や水田などに使用され、新田開発や、そこに暮らす人々に潤いを与えてきた歴史的、文化的な経過があり、昭和49年、用水路を原形のまま保全することを基本に、隣接樹木地を明るい雑木林として保全していくため、東京都の歴史環境保全地域となりました。市では、野火止用水流域6市で野火止用水保全対策協議会を組織し、歴史環境保全等の推進に努めているところであります。

次に、野火止用水の保全についてであります。野火止用水の保全につきましては、東大和市環境基本計画、緑の基本計画ともに、せせらぎにおける蛍の里を中心に据え、保全していくこととしております。

次に、国、東京都、周辺自治体との関係と取り組みについてであります。昭和49年に野火止用水流域6市の市長及び市議会議員、各市3人をもって組織する野火止用水保全対策協議会を設置し、年に1度、野火止用水一帯の維持管理に関する基本的な方針について、東京都と協議を行っております。

次に、野火止用水周辺の環境整備についての市民の声と、その対応についてであります。野火止用水の環境整備に関しての市民要望につきましては、せせらぎが終了した下流域の雑木林におけるものが大半を占めております。主な内容は、落ち葉の対策、高木化による日照などについてであります。対応としましては、定期的な落ち葉掃きや道路境界付近の樹木の伐採、樹木の剪定を実施しております。

次に、萌芽更新の計画についてであります。野火止用水の雑木林につきましては、狭隘で、かつ法面のある場所に樹木が密集しておりますことから、樹木の伐採を行うための機材の持ち込みが困難となっております。萌芽更新の実施に当たっては、現在、東京都からの財源措置がなく、経費も多額になりますことから、実施する予定はございません。

次に、よりよい保全活動を行うための市の見解と計画についてであります。野火止用水に清流が復活してから30年が経過しております。この間、大規模な護岸保全や萌芽更新などが実施できていないことから、今後、計画的な維持管理をどのように実施していくのか、研究してみたいと考えております。

次に、木育についてであります。環境や健康に関心がある反面、木材に触れる機会が少ないことや、木材を使う意義についての認識が低い傾向にあることから、平成18年9月に閣議決定された森林・林業基本計画において、市民や児童の木材に対する親しみや、木の文化への理解を深めるため、木材のよさや、その利用の意義を学ぶ教育活動を木育としているものであります。

次に、ウッドスタートによる木育についてであります。ウッドスタートとは日本グッド・トイ委員会が開いている木育の行動プランであります。この活動では、木を生活の中心においた子育て、子育て環境を整備し、子供を初めとする全ての人たちが木のぬくもりを感じながら、楽しく豊かに暮らしを送ることができるようにしていく取り組みであります。市といたしましては、木育に関して情報の収集を図るなど研究してみたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、多摩湖駅伝大会における他市からの参加状況等について御説明をいたします。

平成29年3月21日に開催しました駅伝大会に申し込みをされました485チームの参加者のうち、市外413チームの住所を都県別に調べたところ、東京都内が252チーム、そのうち多摩地域は198チーム、23区内は54チームであります。また、埼玉県内からは80チーム、千葉県内からは42チーム、神奈川県内からは23チーム、茨城県及び福島県内からは各6チーム、長野県内からは2チーム、栃木県及び静岡県内からは各1チームという内訳でありました。

また、宿泊に関しましては、毎年招待しております福島県喜多方市からの選手の皆様は、所沢市内にある民間施設に宿泊しておりますが、その他のチームの宿泊状況につきましては把握しておりません。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、随時、再質問させていただきます。

まず、残薬についてですけれども、残薬が何かということは、認識、お互いできたかなと思うんですけれども、東大和市においても、こういう問題が発生しているというふうに、市の中では認識されているということで間違いがないでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 市長の答弁にもございました埼玉県の調査、こちらにつきまして150人、調査対象の方、150人全員に残薬が生じていたということもございます。市におきましても、相応の残薬が生じていると、そういう認識でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 済みません、それで次にいきますけれども、残薬が発生する原因というのが、この高齢者の方が複数の疾患を持ちということなので、これも当然、当市の中で起き得るであろう状況かと思うんですけれども、お薬に関しましては、今お薬手帳というのがありまして、これによって適正な管理がされているというふうに思っているんですけれども、このお薬手帳の今の状況というのはどうなってますでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） まず、お薬手帳でございますが、薬の名称ですとか量、使用方法などを記録できる手帳となっております。加えまして、患者様の副作用歴、アレルギーの有無、また既往歴等を記入することができるということになってございます。こちらの手帳をお使いいただくことで、患者さんのみずからの病気や服薬中の薬、そういった情報を医療機関、また薬局に伝えることができるというメリットがあると考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、複数の病院にかかっている場合に、1冊のお薬手帳を1人の方がお持ちになると、重複してる薬が発見されるということはあると思うんですけど、その人が飲んでるか、飲んでないかというチェックは、お薬手帳ではできないという理解でいいのかなというふうに思っております。

今回この質問をするに当たって、私が思ってなかったことが1つわかりまして、Aというお薬手帳はAというお医者様、Bというお薬手帳はBというお医者様と、使い分けてる方もいるという話も聞いて、「あっ、そんなことも起きてしまうのか」というふうに思った次第でございまして、当然お薬手帳のメリットがあるとは

思うんですけども、一方、この問題が解決しないことなのかなと思います。

そうしますと、処方された薬がきちんと服用されてるのかどうかという確認というのは、現在どのようになっているかわかりますでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 薬の服用してる状況ということでございますが、こちらにつきましては薬剤師さんが、もし残薬が発生した場合に、医療受診の際に残った薬を患者さんが、御自身で持参していただくことで初めて把握できるという形になってございます。やはり薬剤師さんの協力、そういったものから、その残薬の発生状況、そういったものもつかんでまいる必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） その服用したかどうかということは、基本は服用することになってるじゃないですか。それを服用したかどうかというのを、薬剤師さんは確認する義務というのは今はないかなって思ってるんですが、ちょっとそこを確認してください。

○保険年金課長（越中 洋君） まず調剤薬局、薬剤師さんのお仕事の中で、その薬剤の管理、そういったものがございます。ですので、まずは御相談があって、初めてその薬剤師さんが次のアプローチをとれるという状況になっているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 今のところは、だからそれは確実——自己申告によるってことだと思うんですけども。

それで、もう一つ、ここで処方された薬を飲み残すデメリットということについて、もう少し教えてもらいたいと思うんですけども、何となくもらったけど、元気になってきちゃったからやめちゃおうかなという自己診断が、恐らくそういうことにつながってると思うんですけども、この処方された薬を処方どおりに飲み切るということの大事さというか、逆を言うと飲み切らなかったことのデメリットというのは、健康的な部分からいきますとどんなことが起きますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 薬を正しく服用するための注意点でございますけども、まず正しいタイミングで飲むこと。それから、決められた正しい量で飲むこと。また、正しい方法で飲むこと。正しい飲み合わせで飲むこと。あと、それから今議員がおっしゃいましたように、指示があった期間を正しく続けて飲むということ。これは病気を治したりするために、医師が処方したどおりの期間を正しく飲まない場合、自己判断で服用を中止した場合、その薬が、十分治らないと、完治しないといったような、そういう危険性が伴うといったことになると考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） せっかくですから、もう少し詳しく。

特に抗生物質については、途中でやめしまうと逆によくないことがあるというふうに聞いたことがあるんですけども、このことについても詳しく教えてください。

○健康課長（志村明子君） 薬にはいろんな目的に応じた種類がございます。抗生物質は、その原因となる菌を抑えるような、そういった原因療法となります。そのため、その菌となる細菌などを完全に殺さないと、その薬剤耐性といったような新しい菌の発生する可能性があるということが懸念されております。そういった点から、決められた正しい期間を服用することが重要となってまいります。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

さまざま、先ほども言いましたけれども、医療費のことだけでなく健康的にも、この残薬のこと、もう少しきちんとやっていこうというのが、国としても流れがあるのかなということでございます。その現状ということで、今、当市においては、行政においては、この残薬に対するチェックをしてないということですが、それぞれの現場で薬剤師さんが取り組んでくれるようなこともあるのではないかと思います、この点ありましたら教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） 薬局で、薬局におきまして、患者さんが薬剤師さんにさまざまな相談ができるということが、この問題の一番大きな解決方法の1つになるというふうに考えてございます。薬の成分ですとか効果、飲み合わせや副作用ですね、そういったものの対処、また飲み残した薬が生じた場合の対応の方法ですね、そういったものを含めまして安全で適切な薬剤の使用についての相談、そうしたものが薬剤師さんの役割というふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） なので、個々の対応については、そういうことが現場で行われているかもしれないけれども、行政的にそれを今は掌握できてないという理解でいいのかなというふうに思います。いずれにしても、このお薬をきちんと適正に飲んでいくということに取り組んでいくということは、大事なことかなと思います。

続きまして、他市が、既に近隣市も取り組みを始めているようですけれども、この点について特に近いところで国分寺市、東村山市、どのような事業なのか、もう少し詳しく教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） 近隣他市におきます残薬に対する取り組みについてでございます。

まず、国分寺市では、薬剤師会と連名のブラウンバッグ、お薬バッグを製作いたしまして、市内の調剤薬局におきまして、市民の方に対して配布をしているということでございます。

東村山市におきましては、国民健康保険の被保険者に限定いたしまして、節薬バッグですね、こちらのほうを配布いたしまして、あとは薬剤師会の協力のもと、市内の調剤薬局において、国民健康保険被保険者の方が、そのかばんに残薬を入れて持ってきていただいた際の影響額、こちらのほうを図っているということをお伺いしております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

このバッグを配布して、そのバッグに薬を入れて持ってきてくれたら、薬剤師さんがもう一度そこをチェックしてくれるという取り組みだと思います。バッグ、かばんとバッグとか、きつとかけているんだと思うんですけど、今回、特に私としては今すぐバッグをどうこうという提案は考えてはきていないんですけれども、いずれにしてもただ飲み残したことを相談するのってちょっと、お医者様に言うのは気が引けるかなっていうふうに思っております、ここの薬を一元管理するという意味では、そういう所定のものがあって、どこのお医者様に行くにも、そのかばんと薬と保険証とか診療券とかを入れていけるようなものになっていけば、自然とそういうことも取り組みができていくので、そういうことも有効な手だての1つだというふうには思っておりますので、当市としても考えていただければというふうに思っておりますが、財源も伴うことですし、国民健康保険だけでできるのか、社保の人たちもどうするのかとか、さまざまそういうことがあると思いますので、まずはこの薬に対する正しい意識の啓発ということが、何より大事なかなというふうに思っております。

もう一つは、先ほど言いましたように、このことに取り組むことで、それぞれの個人の健康が、ちゃんとした適正な医療が施されるということだと思えるんですけども、先ほど壇上でも言いましたように、年間500億円というインパクトのある数字を厚生労働省が言っているということだと思いますので、財政的にも医療費の部分というところでは大きな効果が見込めると思いますが、本市においてもそういう効果が見込めるとお考えかどうか、その点を伺わせてください。

○保険年金課長（越中 洋君） まず、やはりお薬を一元的に管理していただくというところが、まずは患者さんの飲み残し、また不要な医療費がかからないようにするための要因の一つというふうには考えてございます。また、医療の保険者の立場といたしましても、健康の保持、増進、市民の方ですね。また、適正な服薬、適正な治療といったものが、そういったものにつながるというふうにも認識してございます。残薬を減らすということが、保険財政、保険の適正化、健全化といったものにつながるというふうな認識を持ってございます。今後もこちらの適正化につながるような策、そういったものを考えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 残薬というものが、やはり一定程度発生していて、そのことへの取り組みは、先ほども言ったように健康の面においても、医療費の面においても効果があるというふうに考えられる。それでは、もしこのことを当市できちんと取り組んでいこうというふうにするときには、どういうことを整えていく、またどういう条件が整っていけば、こういう残薬に対する効果的な取り組みができるとお考えでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 当市における取り組みでございますが、やはり患者さんの意識ですね、そういったものにつながる取り組みというものが大切であるというふうに考えてございます。事業、またこういった取り組みの実施につきましては、保険者はもとより医師会の先生方、薬剤師会の先生方と連携をさせていただいて、御相談させていただいた後に、このような他市と同様の形になるかもしれませんが、こういった形が一番その患者さんの健康につながるのか、また医療の適正につながるのか、そういったものを関係機関と連携してまいりたいと、そういった必要があるというふうにも認識してございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

やはりこれ、薬剤師さんだけでは取り組めない事業だというふうに思います。全てはお医者様の指示のもとに行われているということだと思いますので、医師会、薬剤師会との連携というのが何より大事だと思っているんですけども。

この薬剤師さんの報酬、診療報酬改定が28年に行われていて、この辺の残薬に対することを薬剤師さんがかかわると、薬剤師さん的にはポイントがつくというような、ざっくり言うとそういう形になっていると思うんですけども、このことを受けて当市の薬剤師会が何か動きをしているとか、このことを受けて医師会と連携をしているとか、そういうことはあるのでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 薬剤師のですね、今議員のほうからおっしゃっていただいた診療報酬の部分ですね。こちらにつきましては、薬剤師会におきましては、薬剤の管理業務として適切に行っているというふうな話は伺っております。ただ、やはり薬局の現場のみという形になってございますので、やはり連携をした形で周知活動、そういったものをしてまいる必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） いずれにしても、薬剤師会と医師会がきちんと連携がとれることが、まず大事なというふうに思っております。当市においては、レセプト点検等々、医師会の先生方、さまざま御理解いただいて進んでまいりましたので、今後もその点、よろしくお願ひしたいと思います。

一方、地域包括ケアシステムの中では、多職種連携が進んでいると思うんですけども、当然この医療、介護、また薬剤、それ以外の職種もさまざま進んでいる中で、逆を言うところらの連携のほうが先に残業のこととかできるのかなと思うんですけども、この点、当市で今どのようになっていますでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 地域包括システムということでございます。当然、医師会の先生方、歯科医師会の先生方、薬剤師会の先生方におかれましては、介護認定におきましても、もう既に御協力をいただいてきております。そういった意味で、介護と医療の連携ということで、他の議員の一般質問等でもございましたけども、認知症の関係ですとか、そういったところでももう既に、また来年度から新たな取り組みということも考えておりますので、さまざまの団体さんと調整を進めながら、適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

むしろそっちのほうが先に、こういうことの問題がスムーズにいく部分も、もしかしたらあるのかなというふうに考えるところです。要はその個人のデータが一本化されていく中で、いろんな部分が解消されていく部分もあると思いますので、お薬手帳で進んでいくのか、もうちょっとこの地域、包括の中の連携の中で、違う患者さん、個人々人に対するデータが管理されていくことで整っていくのかわからないんですけども、そこら辺を十分にまずは研究していただきたいというふうに思っております。

特に国保につきましては、これから広域化される中で、さまざま各自治体に取り組んできた努力みたいなものが、どうその広域化の中で反映されていくのかということで、今まで当市が積み重ねてきた努力がうまく反映されればいいと思いますし、この残業につきましても地域の努力支援分というんでしょうか、そういう部分につながると思うんですけども、この点を確認させてください。

○保険年金課長（越中 洋君） さまざまな被保険者の方の健康に資する事業、こういったことを実施することで、保険者努力支援という形で補助金を、交付金をいただくというような形になってございます。また、この残業の関係も、やはり同様に被保険者の方の健康に資する事業ということも担ってくるというふうに考えてございますので、その保険者の努力としてやってまいる必要があるというふうな認識をしてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 残業については以上ですけれども、十分に研究をしていただきまして、また医師会の先生、薬剤師会の先生には、お手数をおかけすると思うんですけども、取り組みを進めていただければと思います。

以上で、この点の質問については終了させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、環境事業におけるイベント民泊と民泊について伺わせていただきたいと思います。

先ほど民泊とイベント民泊の差は確認をさせていただきました。なので、イベント民泊はあくまでもイベントごとに自治体の手挙げで、自治体が呼びかけで行うというものでございますので、まずは自治体がやろうという意思がなければできないものだというふうに思っています。一方、民泊は先ほどありましたように、民間事業者が行っていくということで、行政が先に何かをするということではないというふうにも思うんですけれ

ども、来年度の民泊新法が始まるに当たって、特に特区と8市で始めた大田区、それ以外にも新宿区とか、さまざま既に条例をつくって、その地域の住民の方々と民泊がうまくいくような条例なんかもつくってると思うんですけども、こういう役割を当市としてはどういうふうに理解をされているのかということを知りたいと思うんですけども。

○市民部副参事（宮田智雄君） ただいまの民泊と言われる、平成29年6月に公布されました住宅宿泊事業法、来年、30年度の6月に施行という形になります。俗に言う民泊という言葉が、関連する法律が今3法になってるかと思います。ですので、その3法の根拠がちよっと違うので、民泊と言うとなかなか誤解が交えてしまっしょうがないんですが、今のところでお話をさせていただきたいのは、住宅宿泊事業法に関する民泊ということでお話をさせていただきます。

こちらにつきましては、国の情報が東京都を通じて、我々自治体も入っておるんですけども、残念ながら具体的な民泊の取り組みについてというところで、26市の動きというところも含めて、まだ大きく盛り上がってるところではないのが現状でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうですね。先ほど挙げたようなところは、民間が恐らく激しく動くであろうということを、事前に規制をかけてるといふ条例が多いのかなというふうに思っていますので、全くこれが民間事業者がやるということで、地域は関係ないんだということではないなというふうには思っているのですが、やはりそういう意味では一定の自治体の関与というのは、市民の暮らしを守るという意味でもあるのかなというふうには思っております。

このイベント民泊、民泊を当市でも取り入れられないかなというのが、今回のこの2番目の質問ですけども、まずは先ほども言いましたように多摩湖駅伝が毎年行われる中で、少なくとも喜多方の方たちが宿泊所を使っているということもありましたので、そうは多くないにしても、それをイベント民泊という形でもいいのかなというふうに思っております。今回、丁寧に質問、調べていただいて、静岡県とか長野県とか、ちょっと遠いなというところから、朝のあのスタート地点に集合するためには、どういう工夫をされているのかなというところも非常に興味がありますけれども、恐らくそれをつかむ方法は今のところないと思います。

最初の多摩湖周辺のランニング環境という中で、マラソン大会のこととかさまざま言わせてもらってきた中で、どこの地域も、うちは駅伝大会ですけども、マラソン大会はまちぐるみ、まちおこし、そういうイベントなんですよという話もさせていただいて、地方においては、その朝のスタート時間を8時とかに設定をするということで、前泊が当たり前というもう開催の仕方というようなことで、そういうことで市の中にいろんな人たちが来てもらってという話を、最初の質問のころにさせていただいたかなって思ってますけれども、宿泊所がなかったということで、できないのかなって思ってたんですが、このイベント民泊なら多摩湖駅伝でも宿泊者が来るかもしれない。経済効果はわからないですけども、市の市民の方と深くかかわりながら毎年来ていただくみたいなことができるのかなというふうに思ったんですけども、この大会の大きさを変えないで、イベント民泊の取り入れというのは可能かどうか教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 多摩湖駅伝にイベント民泊を活用できないかということでございますけども、今回、ことしの3月に行いました駅伝大会、485チームということで教育長からも、その住所で分析をしたりしてまいりました。そういう中で、今のところその宿泊を伴って来てる方というのが余り目立ってはいない状況でございます。参加者の方にちょっと聞くような機会がたまたまありまして、静岡ですね——の方とか長

野県の方にちょっと聞く機会があったんですけども、そのときは当日の朝、始発で来られてるということで、電車を乗り継いで間に合うように来ていただいているということではございました。現状では、参加チームというのは、警察との協議とか、議員も毎年のようにお越しいただいて、現場っていいですかね、大会を見ていただいて、たすきの受け渡しとか非常に混雑してると。そういう状況を見て御心配されてるとか、そういうこともおありかなと思っておりますけども、そういう中でなかなか参加チームをふやすというのは、今のところは難しいのかなというふうには思っているところではございますけども、ただその参加者の方々から、そういうイベント民泊とか宿泊についてのお問い合わせとか要望がふえてくるようなことがあれば、何らか私どもも対応について考えていかなきゃいけないときがくるのかなというふうには思っております。そういうこともありまして、今後とも調査検討はしてまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

要するに、今、多摩湖駅伝は社会教育と実行委員会形式で、陸上競技というか、競技としてきちんと公平に、安全に行えるようにというところが主力でやってくださっているのです、今まで言ってきたさまざまな観光的な事業というのは、今のその体制の中ではなかなか難しいのかなということも感じておりました、今回イベント民泊ということで産業振興のほうで答弁に立っていただいております、例えばこの従来の多摩湖駅伝の主力を回すのは今の実行委員会体制でやるとして、そこに民泊を加味するといったときに、ここを産業振興の方がやっていただけるというふうに考えていいのかどうか教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） そちらの今お話ありました産業振興課との連携ということになると思いますが、今のところ産業振興のほうとは、ちょっと連携をまだその辺ではできていない状況でございます。多摩湖駅伝大会については実行委員会でやっておりますので、今後の大会では、こういうお話、御提案いただきましたと、御意見を伺うとかそういうことはしてみたいと思っておりますけども、先ほども言いましたとおり、今後そういう他県とかそういう方々がふえてきたときには、当然のように産業振興課とも話をして、そのやりとりは調整をさせていただくことになっていくとは思っております。最終的には実行委員会のほうで、どうしていきますかというのは決めていくということになっていくかなというふうには、現在思っているところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） いずれにしても、住宅を提供してくれるという市民がいなければできないとは思いますが、こういうことを考えることでプラスアルファの部分の可能性がゼロではないのかなというふうに私は思っております、そうすると前泊していただく方もいるでしょうし、あと半日、東大和で何かできることあるかなということで、探してもらうこともできるのかなというふうに思っています。

続きまして、他市の事例ということで2つ挙げさせていただいたんですけども、こちらについて何かあれば、お調べいただいたことがあれば教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 御質問者からございました高知県の四万十桜マラソン、福島県の相馬野馬追ですか、この2つの事例を参考にするというか、情報提供していただきまして、私どものほうで多摩湖駅伝の中でできることがないかなというふうな視点で見させていただきました。ここは、やはり場所の魅力、事業の魅力を発信しながらやってるというふうな点で伺ってますので、それに私どものほうも、多摩湖駅伝のほうもホームページ等や、実際、大会運営の業者のほうのホームページ等も使いまして、全国に発信しているということは変わ

りないんですけど、先ほど部長のほうからも話がありましたとおり、事業のことについてはちょっと調査研究させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私のほうで、ちょっとこれ調べました。高知県の四万十川桜マラソンは、参加人数が1,600人なので、ほぼ多摩湖駅伝と同規模のマラソン大会かなというふうに思っております、こちらは新聞の記事を読んだだけでですけども、今までもまちぐるみでマラソン大会を育ててきたという中で、それでもこの1,600人に対して、まちの中には500人しか宿泊ができないので、近隣のまちに泊まっていたら、当日を迎えるという形みたいなんですけれども、このイベント民泊というのをやってみたら、10件かな、手が挙がって、そのうちの27人ぐらいを主催者のほうで振り分けて、ここのお宅に泊まってくださいねみたいなことで、今年度、初めて行ったというのが、この四万十川桜マラソンということでした。

もう一つの相馬野馬追については、南相馬市が主催ですけども、ここはちょっと観光課に電話をさせていただきました確認をしました。そういたしましたら、ここも28年度は4件で8人の方が合計12泊、29年度が6件で12人の方が24泊という、決して物すごく大きい数ではないんですけども、行っているということで、さらにこの南相馬市のイベント民泊のところのホームページをあげると、そこからは民泊予約サイトの民間事業者のところへ飛べるようになっていて、そこが結局、その手挙げしたところへの宿泊の申し込みを、民間業者がやってくれるという仕組みになっていました。これがどうなっているかという、このイベント民泊は素泊まりでお食事が無いというのが決まりになっているようで、お風呂は提供してもらえる場合もあるし、提供してもらえない場合もあるしという、提供者側の意向に沿ってということなんですけれども、1泊が3,500円が泊まる人が払う金額で、その2割をイベント会社に払うんですけども、その負担を自治体が行っているというようなやり方で、この民間事業者にもその部分は託してやっているとということがわかりまして、「ああ、こういう事業もできるんだな」って、全部が全部、行政でやらなくても、民間の方にやってもらうことができるんだなと思ひまして、これってすごくいいなって思ったんですね。

イベント民泊をすることで、この民間事業者、提供者と泊まりに来ただけじゃなくて、第三者の人も本市のことを知ってもらうチャンスができるんだって思ったときに、先ほども言いましたように民泊事業は行政が主導してやるものではなくて、民間の人たちがここでやりたいというふうに事業を始めていくものなので、そういう地域の可能性をアピールするためには、イベント民泊で自治体が手を打ったことで、そういう民間業者が入ってきてくれて、東大和市でそんなこと、そういう泊まれるところがあるんだとか、そんなこともできるんだということが広がる呼び水になるのではないかなというふうに考えて、このイベント民泊と民泊という取り上げ方をさせていただきました。

です、この次にいきますけれども、うまかんべえ～祭や産業まつりは、駅伝を超えるはるかな人数の方が本市に来てくださっております。今は先ほど御答弁もありましたように、近隣から来れる方が来ていただいているという形だと思っておりますけれども、例えばこの事業に、うまかんべえ～祭も産業まつりも、それぞれの実行委員会の方たちがやっているの、それ以上ということになるとどっかのセクションが動くしかないと思うんですけども、そこにイベント民泊をプラスして、半日、今は昼間だけの事業ですけども、プラスアルファを生むことができるとしたら、このイベント民泊はおもしろい可能性を秘めてると思うんですけども、担当ではどのようにお考えでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） この前の御質問とかぶるところもあるかもしれませんが、イベント民泊の観光と

しての考え方なんです、イベント民泊なんですけども、こちらにつきましては先ほど答弁させていただきました3つの法律というところが民泊で絡んでおりますが、イベント民泊につきましては、この法のどこにも絡んでおらず法外という形で行うものでございまして、各自治体が主導して行う。要は、国や東京都の許認可がなく進めていくというところは理解しているところでございます。

平成29年の7月10日に、国がイベント民泊ガイドラインを一部改正いたしまして、また新たな形で我々に示しているところでございますが、イベント民泊を行う要素としまして3つございまして、1つは年に1回、2日から3日というところが1つ。それから、2つ目としましては宿泊施設の不足が見込まれるというところ。3点目は、自宅を提供するに当たっては、公の我々がかかわることによって、公共性の高い宿泊を提供するという、この3つの要素が重要になってきます。

このポイントのところなんです、宿泊施設の不足が見込まれるというのがどういう判断基準になるかというところなんです、市長の答弁でもございましたとおり、まず市外の方々の宿泊客が少ないと、需要が多いか少ないかということも多いと思うんですが、もう一方では、宿泊施設の供給がどのくらいできるかという供給度の問題なんです。ここ、実はガイドラインを確認しましたところ、供給量、宿泊施設については、開催する自治体の範囲だけではなく、その近隣市も含めて、その宿泊施設を勘案して見ていくというのが、実は東京都の福祉保健局の環境保健衛生課というのが、ここの旅館業法の担当窓口になりまして、実はこのイベント民泊をするに当たっては、まずそこに相談をして、その旅館業法に抵触しない妥当性がある。要は、宿泊施設が足りないんだということが確認できた上で進めていくというのがガイドラインであります。東京都の御担当の話によりますと、東京の場合は、要は開催、近隣市を含めますとアクセスがいいもので、その部分はなかなか妥当性が難しいだろうと、そんなことの御意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

毎回の提案もハードルが高くてと思うんですけども、どこかで参考にしていただいて、特にうまかんべ〜祭とか産業祭は市の南側でやるので、北側と、当市の魅力としては南と北の表情が違うということと思うと、こういうこともいろんな形でできればいいかなというふうに思うところでございます。

続きましてなので、4番目の狭山丘陵観光連携事業における民泊ということは、今はこの事業の中では考えてないということでもございましたけれども、しかし宿泊施設がないのが課題であるというふうにはなっていたと思うんですけども、この点は、なので民泊ということではなくて、この宿泊施設がないという課題については、この連携事業の中でどういう検討がされていますでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 狭山丘陵の観光連携事業の実行委員会の中では、宿泊施設が不足していることにつきましては、市長の答弁であったとおりでございます。さらに広域化した市長会の動きもございまして、多摩市全体でその辺のカバーができないかというところが、今議論に上がっているところでございます。といいますのは、宿泊施設を持っている自治体、立川市さんであったり、八王子さんであったり、そういうところに宿泊を委ねながら、そして観光地を回ってもらうというようなところで広域連携ができないか、そんなところを今、担当課長会のほうでは議論しているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私も、その9市の市長さんが集まって、観光について話し合う場面を見させていただきましたけれども、そうしますとやはりこの宿泊施設があるところを中心とした計画になっていくかなという

中で、この民泊ということが世の中の的に、全国的にこの訪日外国人の対応ということが主ですけれども、そういうことがあるときに、当市にも可能性が十分に生まれたのではないかなというふうに思います。

そもそもそういう思いが浮かんだのは、尾道に行かせてもらったときに、そのときは地域包括医療のことだったのでどこも行かなかったんですけれども、そこ、尾道もこの海沿いからずっと坂が上がる南斜面のところに家がありまして、坂がたくさんあるようなところで、そのおうちを使ったコテージ的な宿泊所のパンフレットが置いてあったんですね。「あっ、こういうことできたら東大和市でもすごく可能性があるのに」というふうに思いました。

私は22年、東大和に住んでますけれども、4カ所たまたま引越しをしております、南も北もという形で生活をさせてもらったんですけれども、このコンパクトでありながら、北と南の表情が全然違う東大和市の可能性を考えると、特に多摩湖の周辺の湖畔地域や狭山地域というのは、たった5分、車で走っただけなのに温度感も空気感も変わるということを感じてますので、この民泊みたいなことで東大和市のその丘陵のほうに過ごす時間を持っていただけたら、非常に当市の魅力が伝わるのではないかなというふうに以前から思っていました。そこに、この民泊という事業のことが世の中に出回り始めておりまして、都内で行われる民泊とはちょっと違うかもしれませんが、そういう可能性が当市にもあるのではないかなというふうに考えています。

例えば今でもずっと言ってるランナーの方たちもたくさん来ますし、またバードウォッチャーの方たちも来ますし、この間、どなたかの質問で、今オムラサキ、チョウチョウの生育をやっていくんだというようなこともありますし、そういう自然観察会みたいなものを、またプラネタリウム、郷土博物館を中心として、実際の夜空も大変に北側、暗いので実際の星もよく見えるというような、東京の中ではよく見えるのではないかなということを見ると、この民泊制度がもし導入できて宿泊環境が整ったら、観光事業としてすごい可能性があるなというふうに思っています。

ただ、一方、あそこは閑静な住宅地でもありますので、それを害するようなことは、今は多分いろんな決まりがあって、何もしなければできない状況かもしれませんが、いろんなことを法律的にも、環境的にも条件的にも整えていけば、すごい可能性があるというふうに思っています。

また、その9市連携の市長さんのお話の中で、どこの市の市長さんか忘れちゃいましたけど、外国の人にこの地域のことを説明するのどうしたらいいかなって思ったときに、「トトロの森」と言ったらアニメを見てる方たちはみんなわかるというふうな話をされていて、かといってトトロの商標が、そのまま丸々、東大和市で使えるとも思わないんですけれども、そういうことも含めると非常に可能性があるのではないかなというふうに思っていますので、これは要望になりますけれども、当市を含めて3市の観光事業、またこの多摩地域の観光事業ということ考えたときに、この民泊のことを研究してもらいたいというふうに思います。というのは、一方、この当市の北側の住宅が空き家になってるのも事実でございます。これをそのまま建て替えてしまうのではなくて、ほかの方法も考えられるのではないかな。このことも含めて、民泊のことを研究してもらいたい。

もう一つ、要望ですけれども、この民泊事業の中で180日間が限定だということが決まりの中にあると思うんですけれども、ずっとランナーズステーションという話もさせていただきまして、ランナーの方やサイクリングを楽しんだ方が、シャワーやロッカーが使える仕組みということも訴えてまいりましたけれども、なかなか現実的にならなかったんですけど、もしこの民泊事業をできる拠点ができたときには、そのほかの観光事業

も展開ができるのではないかと、私の中では考えますので、当市の観光事業の活性化ということで、この民泊事業について十分に研究をしていただきたいと思います。これは要望ですけれども、これに対する御所見を伺えればというふうに思います。

○市民部長（村上敏彰君） 当市におけます民泊の件でございますが、いわゆるこの平成29年6月に交付されました民泊新法という法律が、来年の30年6月から施行されますので、こうした中で可能性の1つとしては、民泊についての活用の可能性の1つについては、今後研究を重ねていきたいと、このように考えてございます。以上でございます。

○19番（東口正美君） 前例がないことというふうに市長はおっしゃってますので、いっぱいハードルはあると思うんですけども、当市の魅力発信のためには非常に可能性があるというふうに思っています。

もうちょっとだけ話をしますと、先々月ぐらいに東村山市の主催で狭山丘陵パートナーズさんと一緒にナイトシアターというのを狭山公園で行っていました。どんなふうにやるのかなと思って見に行きましたけれども、車にスクリーンが来まして、音とか近隣に迷惑かけないのかなって思ったら、光が届く範囲ぐらいしか音も聞こえてなくて、「あっ、こんなナイトシアター、すてきなことができるんだ」というふうに思って、300人ぐらい来てたかなって思うんですけども、せっかくだったら東大和市にももう少し情報提供があったらよかったのになって思ったりもしますので、本当にそういう意味ではまだまだ可能性のある狭山丘陵だと思いますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） 午前中に続きまして、再質問させていただきます。

次には、3番の野火止用水の保全と周辺の生活環境の整備についてというところに移らせていただきます。

まず、ここが東京都の歴史環境保全地域となっているということと、当市の業務というか――が担わなきゃいけないということについての関係性について質問させてもらいたいですけれども、この東京都のそういう指定になっているということで、この樹木等、要望について東京都に聞いたこともあるんですけども、樹木の管理は市の担当でありますということで、そうなのかということで、もう一度このところを整理させてもらいたいと思ってるんですけども、これが1655年、江戸時代につくられた玉川上水の分水としての野火止用水が、生活スタイルが変わってきて、昭和48年にこの分水の停止があり、そのことから都民の要望によって、この野火止用水を残してもらいたいという要望を東京都がかなえていくという中で歴史環境保全地域となり、昭和59年に清流が復活したということで、この点、間違いがないか、まず確認させてください。

○環境課長（関田孝志君） 今お話ありました清流復活までの関係でございますが、これも保全協議会のほうで作成している資料のとおりだと思われまますので、そのとおりだというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうすると、これだけを読むと東京都の事務のような気がしたんですけど、さらにちょっと調べてみたら平成20年第1回の定例会で、私が今回している質問とほぼ同様の質問をされている議事録がありまして、その中を見ると、この野火止用水が地方分権の推進に伴って所有権が、財産権とか管理権とか

言うのかもしれないんですけども、市に譲渡されてきているということが書かれていたんですけども、この点の背景というか、このときのことが、もしもう少し詳しくわかるようであれば教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 平成12年の地方分権一括法というのの中で、野火止用水は市のほうに移ってきたと。その後も東京都と流域6市については、お互いに協議をされてきたということは残っておるんですが、その詳細についてはないと。多分想定される範囲では、水については東京都が流すよと。そのかわり護岸だとか雑木林類に関しては、市のほうで面倒を見てくれないかというような話があったのではないのかなというふうに推測されるところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） としますと、この移ってくる前は国が持ってた野火止用水を市に譲渡されているというところでいいのかと思うんですけども、国が持っている状態で東京都が清流の復活をして、歴史環境保全地区に指定をしている上で、平成19年だと思うんですけども、市のほうに所有権が移ってきたという整理でいかどうか確認させてください。

○環境課長（関田孝志君） 流れ的にはそのような形になるかと思います。東大和市内に限ったことなんですけど、野火止用水のせせらぎが終わった後の雑木林の地区、こちらの地区については用地が市であったり東京都であったりというような、ちょっと変則的な管理体制というんですかね、持ち分になってるっていう状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうすると、東京都が持つてる土地の樹木を手入れしなきゃいけないという場合の業務の流れはどのようになるのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 基本的には危険木だとか、伐採しなくちゃいけないというような危険性がある場合には、市の判断で行っております。また、それに関して、東京都のほうから補助金をある程度、一定の額をいただいておりますので、その中で面倒を見てほしいというような内容になってるかと思われま。

以上でございます。

○19番（東口正美君） なので先ほどもあったように、清流に関してのこの水を保持していくということは東京都の業務、そしてそれ以外の用水路、樹林地、遊歩道に関しては市の業務という分け方になっているんだと思いますけれども、そういうことだという確認をしました。

そういう中で、この野火止用水の取り扱いというか——について当市の計画の中には環境基本計画、緑の基本計画の中でということをお聞きさせていただきましたら、せせらぎにおける蛍の里を中心に据えた保全を行っていくということが書かれてるんですけども、その後のこの樹木の管理のこととかは、特段記載がないのかなというふうに理解しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） そのほかの樹林地帯については、一定程度の危なくない範囲で、明るい雑木林をつくっていくという基本路線に沿った形で、特別手を入れるという考えは現在のところないという状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 明るい雑木林というのは、1つのキーワードだと思ってるんですけど、それがどういう形なのかということ、どういう形で保全するのかということが、いま一步、明確になってないことが、ちょっと問題なのかなというふうに思っております。

その中で、次の3番、国と東京都と周辺自治体との協議ということで、野火止用水の協議会が行われておりますけれども、ここで東京都への要望活動を協議をしているということだと思んですが、この協議して要望していることに対して、東京都とのやりとりというのはどのようになっているのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 東京都に要望するに当たっては、協議会のほうの総会を経て、皆さんの御賛同を得た中で、会長市である副市長ですね、副市長が東京都に出向いて要望活動を行っているところでございます。主な要望の中身としましては、やはり護岸の法面での関係ですね、こちらを自然のままにというのが基本路線になってございますが、自然のままに、土のままではやっぱり崩れてきちゃうというところで、今年度の会議の中では擬木等を使って施行するの可ともしてもらいたいというような要望も含まれてたかと思われまます。また、全体的に通して維持管理について経費がかかりますので、その経費面での負担を東京都のほうにお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

私も今回質問するに当たって、改めてこの野火止用水沿いを歩いてみたんですけども、この玉川上水から新座に続く中には、どこを水が通ってるのかわからなくなってる部分もあったりとかしまして、暗渠というのでしょうか、水が隠されてる部分もありますし、その樹木を抱えてる面積とか、さまざま各市連携をとるといながらも、各市が置かれている状況というのはかなり差があるのかなというふうに思ったんですけども、なので、この協議会の中で問題が複数、多分多岐にわたるであろうと思うんですけども、その細かなところまでは詰め切れてないのかなというふうに思う部分と、あと昨年からでしょうか、東京都担当者会議というようなことの名称が書かれてたんですけど、これはどういう会議体で、どのようなことが行われてるのか教えていただければと思います。

○環境課長（関田孝志君） 担当者会議につきましては、昨年度の平成28年度から新たに実施していると。東京都の担当者と流域6市の担当者が一堂に集まりまして、野火止用水が抱えている問題、また困ってること、お互いに情報共有して、市の中で解決できればその方向でいい案を出していくんですが、なかなか難しいという中で、最終的にはその6市の要望というような形で、東京都のほうにお願いして前回は終わったというふうに聞いてございます。また、本年度においても、開催の予定がございますので、その中で情報の共有を図るとともに、東京都と一緒に野火止用水を考えていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そういう意味では、一步、現場が前進するきっかけになるのかなというふうに期待をしています。

次に、そういう中で歴史的に環境を保全しなきゃいけないですけども、そのすぐ隣では市民の生活が営まれているわけございまして、この市の市民の方々からどういう声が寄せられてるかということを質問させていただいたんですけども、せせらぎが終了した下流域の雑木林におけるものが大半だということで、なので要するに環境基本計画ではせせらぎの部分が書かれていて、その保全がされてますけど、そこから先のことについての要望がほとんどという中で、野火止用水の保全がなされてると思います。

行政報告書を確認してきたんですけども、毎年結構な金額の予算も使わせていただいているという中で、毎年この野火止用水の保全についてどういう事業が具体的に実行されていて、金額もどれぐらいかかっているのかということがわかれば教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 28年度決算で申し上げますと、歳出が970万円程度、これに対して先ほど申し上げた東京都のほうの補助金が210万円程度ということで、単純に差し引きすれば700万円ぐらいが市の負担だということでございます。主にお金がかかっているのは委託料でございます。こちらのほうが、およそ760万円ほど、要は維持管理する、清掃する、木を切る等の処理が大半を占めているということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） その金額だけを見ると、その維持管理の部分は700万円程度ということで、そうするとこのそれ以外の200万円というのは、おおむねどんなことに使われているのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） それ以外の200万円については、昨年度はポンプが、せせらぎに流すためのポンプが故障しまして、これでおおむね100万円かかっています。そのほか光熱水費と、光熱水費がおよそ50万円ですね。それと、あとは細々、消耗品ですとか保険料、これがかかって、おおむね200万円になっているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 今のお話と次の質問とが関係があるかなって私は思っているんですけど、萌芽更新の計画というのが、壇上でも言いましたように15年から20年というのが、これがそのせせらぎより広範の樹木、雑木林のところに入っていくと看板が出てまして、そういう方針のもとに萌芽更新しますよという立て看板が立っています。それは東京都が出している立て看で、そのように書かれております。しかし、先ほど御答弁にあったように、そういうことはできてないし、今のところ計画的に行うということもないと。それについては多額の費用がかかるためというふうになっているんですけれども、先ほど言った明るい雑木林を維持管理していくためには、やはり15年から20年の萌芽更新ということが必要なんだというふうに思っていますし、その歴史、風致ということを考えて、当時はまきで木が使われていたので、そういう萌芽更新をしているという雑木林が、かつての歴史の中にあつた野火止用水の姿なのかなって思うと、やはりこの住民の方々の高木化による困り事を解決していく意味でも、また歴史的な風致地区として保全していくためにも、この萌芽更新ということを行っていかねばならないのではないかというふうに思っているんですが、それで1番目の最初のところに戻るんですけど、あくまでも東京都がそういうふうにしたこと。しかし、それを持っているのは東大和市というところで、何となくどこに主軸を置いて、誰が信念を持って、この事業を進めていくのかなというふうに思っているわけでございます。

それで、東京都から200万円近い補助金がある。この例えば200万円に関しては、東京都の方針である萌芽更新に使っていくというようなことを決めるとか、考えるとかということはどうですか。

○環境課長（関田孝志君） 現在いただいております200万円についても、実際問題は強剪定ですか、その下の清掃、除草等に費やしているというのが現状でございますので、その200万円を萌芽更新用にするということになると、じゃ今までその手入れの部分については、一般財源でというような対応になりますので、プラスアルファ、200万円かけて萌芽更新を実施するという決定がなされれば、そのような方向にはなるかと思いますが、現在のところの財政関係で申し上げますと難しいかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 難しいということは非常に理解をいたしました。ただ、本当に住民の方のお声は、この住民の方たちが住んでる近くのところは大きな木も切っていただいて、それをするのはとても大変、お金もかかるし、危険も伴うし——だということも理解をしています。ただ、ほっておくとどんどん木が大きくなっ

ていってしまう中で、日が当たらないという御意見をたくさんいただいて、とにかく高い木を低くしてほしいんだということを言われます。ただ、高い木の上だけを切るということは、非常に効果的でもないですし、危険も伴いますし、お金もかかることだということも理解をしています。そうすると、やはり1本でも2本でも定期的な手入れをしなければ、この状況が変わらない。もしくは、もっとひどくなっていくというふうに思います。

先ほども言いましたように、平成20年の1回目の定例会で同じような質問がされていて、この時点だと20年なので所有権が東大和市に移ってきてすぐ、直後の質問だったと思うんですけども、そこからほぼ10年たっている中で、同じような問題を抱えたまま10年たってしまうということを考えると、じゃこの先の10年どうなっていくのかなってということが非常に心配です。そのせせらぎが終わってから、野火止の東橋のところまでの樹木帯もそうですし、そこから小平までは法面のところもすごい繁茂しているという状況を見ますと、やはり何らか計画的に予算をつけて取り組みを行ってほしいというふうに思いますし、そうすべきだとも思うんですけども、もう一度ここ御検討いただくことができないかどうかお聞かせください。

○環境部長（松本幹男君） 先ほどもお話しした中で、平成12年4月に施行されました地方分権一括法の関係で、野火止用水の財産権、管理権、こちらが市のほうに来たという形になってます。ただ、一方、清流の復活ということでは東京都もみずからの事業として実施しておりますので、そこは一体となって進めなければならないものというふうにも思ってます。また、今議員のほうから御指摘のありました樹林地が、明るくというところでは、今なかなかそのところがきちんと手を入れられていない部分がございます。なので、そこにつきましては、やはり倒木と危険木で事故等があってもいけないということがございますので、昨年度から設置されました担当者会議、そちらのほう今年度も引き続きとなっておりますので、6市流域一体となって、この野火止用水自体は守っていこうという形になっているところではございますが、ただ個別具体的に市が抱えている事案等がございますので、そちらは新たに設けられた担当者会議で、都と一緒に市もやっっていこうという形で取り組もうと思ってます。

また、ここで東京都の考えが、うちのほうは従前から緑と水のネットワークというのを計画するたつたわけですが、ここで東京都も水と緑のネットワークということですね、東大和市と同じような趣旨をもって都政に取り組んでるというところがございますので、そういったところもあわせ持って、担当者会議で市の実情を知っていただく場を積極的に持っていきたいと思っております。

以上です。

○19番（東口正美君） いずれにしても、何とか考えていただいていい形に、先ほどおっしゃいましたように、水と緑ということで狭山丘陵の北のほうから、この南の野火止用水までということが、やはり当市の魅力になっていることでもありますので、力を入れて取り組んでいただければというふうに思います。

次の4番、木育のところに入っていきたいと思っておりますけれども、先ほども壇上で言わせていただいたとおり、この大きな木を切るのにすごくお金がかかるということが、まずは大変だなと思うことと、切られた後の木が、どういう処理がされるんだろうかということがとても気になるんですけれども。ちなみに、その萌芽更新したいと思ってるような木を1本切ろうと思ったら幾らかかるのかということと、切った後、どういう木の処理がされるのかということがわかれば教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 大体幹回りが1メートルぐらいの木を切りますと二、三十万の費用がかかります。その中で、野火止用水なんかですと、なかなか運び出しが大変なので、運び出しの費用等もかさんできます。

その後、どう処分するのかというところもございます。これは基本的にはリサイクルできるように進めてはおりますが、大半は焼却処分なのかなというところで、最後の最後まではたどり着くというか、探ってみたことはないんですけど、そんなようないいなかなと思っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） その樹木を切ってもらいたいという要望がある一方で、やはりその金額がたくさんかかるということと、やはりこのせつなさがある。大きく育った、本来であれば有効に人間の生活の中で使われていってほしい木が、そういう形で処分されざるを得ないという、この私たちが抱える生活スタイルということが、やっぱり一番の問題かなと思って、簡単にはそれは解決しないというふうに思っていますので、これからさまざまバイオマスとかいう取り組みをされてるところもありますけど、当市の環境には余りなじまないかなという中で、有益に何か使えないかなって思ってたときに、こういう木育みたいなことを取り組みをしているということがあるということがわかりまして、少しでも有効にということで、これは提案というところにきょうはとどまると思うんですけども、まずこの取り組みをしてるところが、まずやってることというのは、ウッドスタートということを自治体として宣言をして、ファーストイ、最初の赤ちゃんへのプレゼントを木のおもちゃにするというところからスタートしまして、この木について先ほども言ったように、考えていくというようなことを広く取り扱うという運動のようでございます。

このウッドスタートを宣言した自治体に対しては、この木育ラボというところがさまざま助言とか手助けをしてくれて、例えばファーストイになる木のおもちゃの開発については、デザインとか、そういうことに相談に乗ってくれたりとかという取り組みがあったりとか、またこの木育円卓会議というのを、この木にまつわるその自治体のさまざまな人たちがかかわって、木の川上から川下について話し合うみたいなことを、一緒にやっていくというような事業でございます。新宿区とかがやってたりとかもするんですけども、ただうちの市には林業もないですし、おもちゃを木でつくってる会社があるかどうかは詳しく調べてませんけれども、そういう東大和を代表するような木のおもちゃというのも今のところはないですし、こういう取り組みを果たしてうちの市でできるのだろうかということを、ここのホームページに問い合わせしてみたんですけど、各自治体やってますけど、市の中の木を、新宿区とかはほかの地方と連携をして、そこの木材を消費するという形でやっているみたいなんですけど、「自治体の木を使うという取り組みをしてる所はありません」と。「いわゆる街路樹とかいうものの木質にもよりますし、供給量にもよりますし、非常に課題は大きいですね」と。「ただ、やってみると非常におもしろいかもしれません。そちらにはトトロの森がありますから」という、こういう返答が返ってきて、「ああ、そうなんだ」というふうに思いました。まず、その最初のウッドスタートというところを取り組みたいと思ってるんですけど、今、育児パッケージという形で、赤ちゃんが生まれたときにプレゼントをするという事業をしてると思うんですけども、ここを例えばそういう木のおもちゃにするような取り組みは可能かどうかお聞かせください。

○福祉部長（田口茂夫君） 当市におきまして、育児パッケージでオリジナルタオルセットですとかトートバッグ、メッセージカードをお配りをさしていただいて、内容的にはベビーうまべえの図柄を織り込んだバスタオルですとかフェイスタオル、ハンドタオルの3種類のうち、フェイスタオルとハンドタオルについては、お子様のネーム刺しゅうなども入れてるということで、受け取られてる方からの評価としては大変高いものがあるというふうには承っております。

現実としまして、他の自治体を見ましても、育児用品といたしましてカタログのギフトなどを使ってるこ

ろもあつたりとか、さまざまでございます。また、現在この育児パッケージにつきましては、東京都の10分の10補助、これが31年度までというところもございまして、今後の状況等を勘案しながら、ウッドスタートとか、この木を使ったおもちゃの部分につきましても、市民の皆様の状況等をお伺いしながら検討は加えてみたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（東口正美君）　なので、きょうは提案です。また、この木のこと気になっているので、市内の製材業者さんとか造園業さんの方とかともちょっとお話をしてきたんですけども、皆さん、興味を持ってはいらっしやいます。また、東京都の多摩産材を使おうという動きも東京都が強力に進めているという中で、東京都のおもちゃ美術館は全て木のおもちゃでできていたりとか、そういう流れもあるのかなという中で、もし市で独自の木のおもちゃ等が開発できたときに、いろいろ樹木の管理で大変なことがどこかで生かされて、どこかでつながって、一つ東大和の魅力として加えるような取り組みができれば、また一つの循環ができてくるかなという、とつてもまだ夢のような話でしかないんですけども、そういう取り組みの中で、東大和市の全体の自然環境が守られていくことを願っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（押本 修君）　以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（押本 修君）　次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

〔17番 荒幡伸一君 登壇〕

○17番（荒幡伸一君）　議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成29年第4回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回、私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、がん治療と仕事の両立支援についてであります。

がんは、日本人の2人に1人が生涯のうちにかかる国民病とさえ言われております。5年生存率は62.1%に延びましたが、がんを抱えて働く人は32万5,000人いる一方で、がんを理由に依願退職や解雇で仕事をやめる人が34.6%もいるのが現状でございます。

厚生労働省は、健康局、職業安定局、労働基準局の3つの局でがんと就労の問題に取り組んでおります。がん相談支援センターに社会保険労務士や産業カウンセラーを配置したり、ハローワークの職員を派遣したり、昨年2月に作成した事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの企業向け研修会を行っています。

また、厚生労働省の協議会は、2017年度からの6年間を対象にしている第3期がん対策推進基本計画の概要で示された対策の柱は、予防医療の充実に加え、患者の就労支援などを見据えたがんとの共生の3つです。特に注目されるのが、がんとの共生に関して重点分野に指定された診断時からの緩和ケアです。緩和ケアとは、患者の痛みやつらさを和らげるための措置のことです。かつては末期のがん患者を主な対象にしていたというイメージが強かったですが、近年は治療の初期段階から行うことで、患者の療養生活の質を高めることに役立っております。このため、公明党としても、治療開始からの緩和ケアを強く推進してまいりました。

そこで、お伺いをいたします。

①といたしまして、がん患者が、治療と仕事を両立できる環境づくりの必要性について、市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、がんに対する旧来の認識を払拭するための啓発活動について、市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、がん患者と事業者、主治医が情報を共有することができれば、継続雇用につながると考えますが、国のガイドラインに示された情報提供書の活用について、市の見解をお尋ねいたします。

④といたしまして、がん相談支援センターの設置について、市の見解をお尋ねいたします。

⑤といたしまして、がん患者等への支援における図書館の情報のハブとしての活用について、市の見解をお尋ねいたします。

アとして、がん患者等への支援における図書館の役割について、市の見解をお尋ねいたします。

イとして、がん患者の悩みや不安は単に治療面のみならず、社会保障制度の利用も含む経済面や就労面にも及んでいます。この問題の専門家である社会保険労務士による個別面談支援について、市の見解をお尋ねいたします。

次に、2点目といたしまして、小中学校の文化的・体育的交流事業についてお伺いいたします。

学校には、それぞれ独自の校風があります。それは、先輩たちの長年にわたる努力によって培われたものであり、現在の生徒たちがそれを継承し、さらに協力し合ってよりよい校風へと発展させていくものであります。中学生にとって生活の大半を過ごす学級や学校は、いろいろな経験をする貴重な場所であり、その中で生徒は部活動、学校行事、生徒会活動など、さまざまな活動に取り組んでいます。文化的行事である合唱コンクールもその1つです。合唱は、集団の力がまとまって発揮され、初めてよい合唱になります。そのためには、学級の生徒一人一人が、まず集団の一員としての自覚を持ち、明確な目標に向かって努力することが大切であり、あわせて互いを思いやる気持ちを持ち、励まし合う協力関係が必要となります。合唱コンクールや運動会に向けて毎年真剣に練習に取り組む中、さまざまな問題やドラマが生まれます。合唱コンクールや運動会は、それらを乗り越え学級の一体感を体験することができる大事な行事です。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、現在実施している交流事業について、市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、児童全体の運動レベルの底上げや交流を深めるために、市内全小学校6年生が一堂に集い、年に一度の大運動会開催についてのメリットとデメリットについて、市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、生徒の団結心や協調性を高めるために、市内全中学3年生が一堂に集い、年に一度の合唱コンクール開催についてのメリットとデメリットについて、市の見解をお尋ねいたします。

次に、3点目といたしまして、小中学校の体育の推進についてお伺いいたします。

東京都教育委員会では、平成28年1月に策定した「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針を踏まえ、平成28年度から本教育を都内全ての公立学校で実施し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を、子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、東京都の幼児・児童・生徒のよいところをさらに伸ばし、弱みを克服するための取り組みを推進していきます。これにより国際社会に貢献し、東京、そして日本のさらなる発展の担い手となる人材を育成していくこととともに、東京2020大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるような、かけがえのないレガシーを子供たち一人一人の心と体に残していきますとのオリンピック・パラリンピック教育の基本的考え方、進め方があります。

そこで、伺いいたします。

①といたしまして、パラリンピック競技への理解を深め、多様性を学ぶためにも、体育の授業にパラリンピック競技を取り入れられないか、市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、パラリンピック競技大会の開催について、市の見解をお尋ねいたします。

次に、4点目といたしまして、多摩湖周辺のにぎわい創出について伺いいたします。

新東京百景・東やまと20景として、東大和市のシンボルとなっている多摩湖は、桜と紅葉の名所として知られています。大正5年から昭和2年の間に建設され、水没移転や経済面での非常に歴史的な価値の高いものがあります。また、水源涵養保安林として、周辺環境や生態系への配慮がなされており、バードウォッチング、多摩湖堰堤からの景観や縄文式住居跡などを目的に、多くの人々が訪れています。

そこで、伺いいたします。

①といたしまして、多摩湖周辺や狭山丘陵の四季折々の自然を生かしたまちおこしについて、市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、東京都と連携し、桜まつりのようなイベントを開催することの問題点と課題について、市の見解をお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

[17番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、がん治療と仕事の両立ができる環境づくりの必要性についてであります。がんは2人に1人が罹患する身近な病気であり、完治の目安とされる5年生存率は、平均で約6割に達し、長くつき合う病気に変化しております。国が平成29年10月に策定した第3期がん対策推進基本計画におきましては、がんになっても自分らしく生き生きと働き、安心して暮らせる社会の構築が重要とされております。がん患者の離職防止や再就職のための就労支援など、治療と仕事の両立ができる環境づくりの必要性については認識しているものであります。

次に、がんに対する啓発活動についてであります。国は平成28年2月に事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインを作成し、がんに関する知識や、がんの治療に必要な配慮等をまとめた留意事項を公表しております。がんはその疾患や治療に個性が高く、個々の患者ごとの治療と職業生活の両立の支援が必要となりますことから、ガイドラインなど国が作成した啓発資料などの周知普及を図る必要があると考えております。

次に、国のガイドラインに示された情報提供書の活用についてであります。ガイドラインにおきましては治療と職業生活の両立支援のための情報のやりとりにおいて、内容や時期に応じた様式が例示されております。これらの様式には、主治医に勤務情報を提供するものや、主治医の意見を求めるものなどが含まれ、事業場の実態に合わせ、必要に応じて加除、修正することとされておりますことから、例示されている様式を活用することは、治療と職業生活の両立に有効であると認識しております。

次に、がん相談支援センターの設置についてであります。国が指定するがん診療連携拠点病院において、がん相談支援センターが設置され、専門的な就労相談などに対応することとされております。市が所属する北多摩西部二次保健医療圏では、立川市に所在する独立行政法人国立病院機構災害医療センターが、また市が構

成市となっております公立昭和病院ががん診療連携拠点病院に指定され、病院内にがん相談支援センターを設置し、就労相談のほか、治療や療養、社会復帰など生活全般にわたる相談を患者や家族のほか、相談を希望する全ての方に対応しているものであります。

次に、がん患者等への支援における図書館の活用についてであります。中央図書館は開館してから33年が経過しており、その間、社会状況の変化等から図書館を取り巻く環境も変化してきております。そのため、市民の皆様からも図書館のサービス向上に対するさまざまな新しい御要望をいただいております。可能な限り改善に努めているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小中学校の文化的・体育的交流事業についてであります。現在、市内小学校や中学校が合同で実施している文化的・体育的の事業では、連合音楽祭、書き初め展、中学生駅伝大会、市民運動会でのリレーなどがあります。他校の児童・生徒と合同で行う行事は、交流を深めたり、お互いの力を高めたりすることにおいて、有効な取り組みであると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小中学校の体育の推進についてであります。現在、各校におきましては計画的にオリンピック・パラリンピック教育を実践しております。ある学校では、パラリンピック競技の体験を通じて、障害者理解教育を進めており、その実践を市内に広めているところでもあります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、多摩湖周辺や狭山丘陵の自然を生かしたまちおこしについてであります。多摩湖周辺や狭山丘陵の自然環境は、観光資源として有効なものであると認識しております。そこで、多摩湖を含む狭山丘陵の魅力を最大限に発信し、地域活性化を図る取り組みとして、平成29年度、東大和市、武蔵村山市、東村山市の3市と西武・狭山丘陵パートナーズによる狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会を発足し、観光資源等の発掘を行っているところであります。計画では、平成31年度に記念事業の開催を予定しておりますので、こうした事業をきっかけに、まちおこしにつなげてまいりたいと考えております。

次に、東京都と連携したイベントの開催についてであります。東京都と連携したイベントを開催するに当たりましては、会場の設定や駐車場の確保等が問題になると考えております。また、都立東大和公園と狭山公園を管理する指定管理者の理解を得ることや、出店団体等と十分な調整を図ることが課題であると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、がん患者等への支援における図書館の活用についてであります。図書館につきましては、図書館法の中で一般公衆の希望に沿い、資料を収集し、利用に供することに努めなければならない旨が定められております。がん患者等への情報提供につきましても、可能な限り図書館方針に努めてまいりたいと考えております。しかし、医療関連の資料は非常に多岐にわたっており、市立図書館では書架スペースや蔵書数等が限られてしまうため、全ての市民の皆様の御要望にお応えすることは、難しい状況であるとと考えております。

次に、図書館を利用した支援としまして、がん患者の経済面や就労面の相談のために、社会保険労務士による個別面談を行うことについてであります。東大和市立図書館運営規則第12条に、市立図書館の視聴覚室等は、教育的、文化的活動等、図書館事業に関する集会及び行事に利用することができると規定されております。そのため、図書館施設を定期的に社会保険労務士による個別相談の場として利用することにつきましては、現

状のルールでは難しい状況であります。今後は保険労務士の選任や契約方法、医療機関との連携方法なども含め、市立図書館の事業としてなり得るのか研究してまいりたいと考えております。

次に、小中学校の文化的・体育的交流事業についてであります。これらの事業は児童・生徒が日ごろの学習の成果を発揮できる有意義な機会となっております。また、児童・生徒が力を発揮する姿を多くの保護者や地域の方々にもごらんいただく貴重な機会でもあります。大運動会や合同合唱コンクールの開催につきましては、児童・生徒が他校の様子を直接見ることができ、大きな刺激を受け、さらに取り組みに対する意欲を引き出し、技能を高めていく機会となることが考えられます。しかし、教科時数の確保等の課題もあり、実施については難しいものと考えております。

次に、小中学校の体育の推進についてであります。今年度は障害者理解を重視した障害者スポーツや、パラリンピックスポーツなどの触れ合い体験を行っております。パラリンピック競技の体験内容につきましては、各学校の企画の中で車椅子バスケットボールやボッチャなどを取り上げております。平成30年度から平成31年度までの期間は、東京のオリンピック・パラリンピック教育の第2フェーズとして、障害者理解教育やボランティア活動の取り組みなどをさらに進めていく期間となっておりますことから、各学校の実態に応じてパラリンピックで行われている競技の体験なども取り入れながら学習を進めてまいります。パラリンピック競技大会の開催につきましては、各学校の教育課程編成の状況や他教科の授業時数の確保等を考えますと、実施することは困難であると考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 御答弁、ありがとうございました。

では、順次、再質問をさせていただきます。

まず1番のがん治療と仕事の両立についてでございますけれども、こちら医療の面と就労の面とでございます。1から4までは横断的に質問させていただきますので、御了承いただければと思います。よろしく願いをいたします。

近年、医療の進歩は目覚ましく、特になんは不治の病から今では長くつき合う病気になり、がん患者が治療を受けながら働き続けられる支援策が今求められております。がんは罹患し、働ける患者が退職に追い込まれば、収入を断たれ、治療とともに生活も困難な状況となってしまいます。そして、企業にとっても優秀な人材が離職してしまう損失は大きいものです。患者自身にがんの正しい認識があれば、企業の理解、職場の適切な配慮があれば、その多くが仕事をやめずに継続して働くことができる環境になります。

それでは、生涯のうちに日本人の2人に1人ががんは罹患すると言われておりますが、就労世代はどのぐらいの割合になるのか、まず教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 就労世帯のがんになる方の割合でございますけれども、国立がん研究センターの推計によりますと、年間約85万人の方が新たにがんと診断されており、このうち約3割、28万3,000人の方が20歳から64歳の就労世代となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 28万3,000人が就労世代であるというようなことでございましたけれども、先ほども壇上でも述べたとおり、がんを抱えて働く人は32万5,000人いるとされております。がんは長く入院するとの印象がありますけれども、がんの入院日数の傾向はどのようになっているのか、教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 平成26年の患者調査によりますと、近年の主ながん種の平均入院日数は短くなりつ

つある一方で、外来の患者数がふえており、入院日数の短縮化と通院治療へのシフトという傾向が見られてございます。平成14年度は、在院日数としては35.7日だったものが、平成26年度は19.9日、また外来患者の数も平成14年は11万9,700人だったものが、26年には17万1,400人となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

在日日数が減って外来患者がふえているということは、通院治療がふえているということと理解できます。では、がん治療の主な内容について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） がん治療の主な内容でございますけれども、がんの種類や進行度に応じて異なっておりますけれども、主なものとして手術などにおける外科的な治療、化学療法としての抗がん剤治療、あと放射線治療など、さまざまな治療を組み合わせる集学的治療が基本となっております。このほかの治療のほかにも、ホルモン療法や分子標的薬など、さまざまな新しい治療法が出てきておりまして、手術が終われば治療が終了とは限らなくなっておる状況でございます。また、個別的にがんの状況は異なることから、治療内容と治療に要する期間は個別に確認することが必要となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） がんの種類や進行度が同じであっても、治療内容や治療に要する時期は患者によってさまざまであるということでもございましたけれども、仕事とのこの両立支援において、がん治療の面から配慮すべきことというのはどのようなことがございますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） がん治療の面から配慮すべきことといたしましては、まずはがん治療の特徴を踏まえた対療として、治療内容に応じて、その治療の期間、副作用、治療のスケジュールの変更など、そのさまざまな経過に応じて、就業上の措置や配慮の内容を変更することが必要とされております。また、がんと診断された方の多くの方は、一時的に精神的衝撃を受け、場合によってはがんの診断が主要因となって、メンタルヘルスの不調を発症される方もございますことから、メンタルヘルス面での配慮が必要となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

まずはこの目の前が真っ暗になり落ち込むということ、がんサバイバーの方もおっしゃってました。がん治療と仕事の両立にはさまざまな配慮が必要であります。平成25年に実施されたがん患者の実態調査では、がんと診断された後に依願退職、または解雇されたものの割合は34.6%となっており、平成15年から変化していません。同じく平成25年に仕事と治療の両立についての認識についての内閣府の調査では、がんの治療や検査のために2週間に1度程度病院に通う必要がある場合、働き続けられる環境だと思いかとの質問に、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」、これ合わせて68.8%の方が、治療と仕事の両立は難しいと考えている人が多いということがわかります。

また、平成27年の厚生労働省研究班による調査では、職場に迷惑をかけたくなかった、治療と仕事を両立する自信がなかったといった理由で、診断後、最初の治療が開始されるまでに退職した方が4割を超えておりました。治療と仕事の両立も含め、がんに関する相談を行うとされるがん相談支援センターの利用状況についてお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 平成26年度の患者体験調査によりますと、がん相談支援センターの利用率は7.7%となっており、十分な利用には至っていません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 7.7%ということで、随分と低い利用率だというふうに思いましたけども、原因についてわかりましたら教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） がん相談支援センターは、がん診療連携拠点病院など、指定された病院内に設置することとなっておりますことから、周知についてなかなか十分ではないことが推測されるものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、がん相談支援センターは、がん診療連携拠点病院など、指定された病院内に設置されているため、仕事に関する相談ができる印象が弱いというふうに思われます。がん相談支援センター以外に、仕事との両立について相談のできる場所はございますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 仕事との両立について相談できる場所ではありますが、国は転職や再就職の相談に対応するため、公共職業安定所に配置されている就職支援ナビゲーターと拠点病院等と連携した就職支援事業を平成25年度から開始、平成28年度からはこの就職支援事業を全国47都道府県で順次実施するというようにされております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、東京都や当市を管轄する公共職業安定所における就職支援事業の状況についてお伺いさせていただきます。

○産業振興課長（小川 泉君） 就職支援事業の状況ではありますが、東京都におきましては、がん患者等の専門相談窓口をハローワーク飯田橋に設置しております。拠点病院でもございます都立駒込病院、がん相談支援センターと連携をし、長期にわたる治療等のために離職を余儀なくされた求職者等の個々の希望や、治療状況を踏まえた就職支援を実施しているとのことでございます。なお、当市を管轄するハローワーク立川では、専門窓口の設置はされていないといった状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。立川にはないということ。

では、がん患者が働き続けるために、企業に必要とされる取り組みにはどのようなことがあるのか、お伺いをさせていただきます。

○産業振興課長（小川 泉君） 企業に必要とされる取り組みではありますが、平成28年度のがん対策に関する世論調査、この中では通院のために短時間の勤務が活用できること、そしてまた1時間単位の休暇や長期の休暇がとれるなど、柔軟な休暇制度などが組み入れられること、こういったことが上位に上がっております。柔軟な勤務制度や休暇制度の導入が求められているといったことが、挙げられているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 今回、私は直接このがんサバイバーの方、数名のお話を伺うことができました。皆さん、復職をされて、がん治療と仕事を両立して社会で活躍をされている方々でございました。全員が口をそろえるように、会社の人事担当者が理解があり、制度などに詳しく、一緒になって悩んでくれたので復職ができたというふうにおっしゃってございました。やはりがん患者を取り巻く職場の環境整備が重要であると考えます。そこで、就業継続について企業への周知を図るなど、市として何か取り組むことができないのかお伺いたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 情報の周知等についてでございますが、がん患者及びがん経験者の就労問題につきましては、国が策定した計画に基づき、各都道府県が対応しているところであります。先ほども申しましたが、東京都におきましてはハローワーク飯田橋に専門相談員が配置されており、個々の休職者の希望や治療状況を踏まえた就職相談、職業紹介、がん診療連携拠点病院への出張相談などを実施しております。市といたしましては、こうした情報を広報または市公式ホームページなどにおいて、情報提供していくよう努力してまいりたいと、こういったふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしくお願いをいたします。

がん、イコール、死ではなくて、長くつき合う病気に変化しているということについて、当事者の意識とあわせて事業所の意識が大切であるというふうに考えます。国が示した働き方改革は、一億総活躍社会の実現に向けたチャレンジとして、企業や暮らし方を変えるものでございます。そこで、中小企業を含む企業の経営者や人事担当者等を対象に、啓発セミナー等を開催することはできませんでしょうか。市の考えをお聞かせいただければと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 企業を対象としました啓発セミナー等の開催についてであります。現在のところそうした取り組みを行う予定はございませんが、働き方改革等に関連いたしますリーフレット等が示された場合など、国や東京都からの情報にアンテナをしっかりと立てて対応してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

---

午後 2時42分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） では、ぜひ国とか東京都の情報に、このアンテナを張っていただければというふうに思います。

東京都が難病やがんを患っても、安心して活躍できる社会の実現を目指し、患者の治療と仕事の両立に配慮する企業を支援する難病・がん患者就業支援奨励金を創設しましたが、内容について教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 東京都難病・がん患者就業支援奨励金についてでございます。これは難病やがん患者をハローワークの紹介で、治療と仕事の両立に配慮して新たに雇い入れ、職場の定着に必要な支援を行う事業主に奨励金を支給する制度で、奨励金の額は就業の総労働時間によって異なりますが、1人当たり60万円が上限となっております。また、がんの発症した方の雇用継続についても、事業主に対する助成金があり、こちらも最大で60万円の助成金を受けることができます。制度の詳細につきましては、複雑な部分もございますことから、内容についての問い合わせに対しましては、ハローワークへつないでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

こちら都議会公明党の主張が実って、都道府県単位では全国で初めて導入した制度でございますが、このような助成制度があることも知らない事業主も多くいらっしゃるかというふうに思いますので、市の公式ホームページなどにおいて情報提供すべきだというふうに思いますけども、済みません、再度、市の考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○市民部長（村上敏彰君） 就業支援奨励金制度の啓発についてでございますが、現在のところ市として具体的な取り組みを行う予定はございませんが、東京都の所管部署にも確認を行った上で、公式ホームページに東京都の情報掲載ページをリンクさせるなど、情報の周知を図るべく対応してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

では、この次の⑤でもお聞きするんですけども、がん相談支援センターの設置については、市長の先ほどの御答弁で市内には設置できないことを理解をいたしましたけども、もしこの東大和病院にがん相談支援センターの設置ができれば、社会労務士による個別面談の提案をしようというふうに思っておりました。そこで、保健センターの事業として、この社会保険労務士とタイアップしたような事業は考えられないでしょうか。市の考えをお聞かせいただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 保健センターは、地域保健法や健康増進法などにより、病気などの予防の取り組みを主に行うものとされております。がんの診断を受け、治療されている方の病気の増悪の防止、また再発の防止などは3次予防となりまして、主に診断治療を行う医療機関が担うこととされておりますことから、がん患者の方の相談などの対応は、保健センターで行うことは難しいものと考えております。

国の第3次のがん対策推進基本計画において、地方公共団体の取り組むべき施策としまして、がんに対する偏見の払拭や国民全体に対する健康についての啓発につながるような、関係機関との連携、協力したがんに関する正しい知識を得る機会を設けることとなっておりますことから、がん治療でさまざまな外見上の変化、例えば頭髪が抜けたり人工肛門をおつけになったりと、そういったような方々の偏見を払拭するような、そういった正しい知識を踏まえた啓発について、市民の皆様ががんを含めた健康に関する正しい知識の啓発について、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。なかなか厳しいという御答弁でございましたけども。

次の⑤に移りたいと思います。

先ほども述べましたけども、今回、がんサバイバーの皆さんの話を聞かせていただいた中で、とても印象に残っているのが、がんと診断されたときに、一生懸命インターネットで治療法や治療の流れなどを調べても、古い資料や個人のブログなどがヒットするだけで、自分の欲しい情報にはたどり着かないので諦めてしまったということをおっしゃってございました。そんなときに頼りになったのが、図書館だったというふうにもおっしゃってございました。図書館で最新の医療の分権や、欲しい情報を取り寄せてもらい、とても助かり、気持ちも落ちついたというふうにおっしゃってございました。そこで、この当市の図書館では、同じようなリクエストを受けてからどのくらいの期間で取り寄せていただけるのか、教えていただけますでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） リクエストされる資料の内容等にもより、御提供までの期間は異なってまいります。都立図書館ですとか多摩地域の他の自治体の図書館等に所蔵がありまして、なお貸し出し中でない場合

には、交換日等のタイミングにもよりますが、早ければ3日から4日で御用意できる場合もございます。また、新規に購入する場合には、少なくとも3日から4日は必要となりますが、こちらも出版社の在庫、あるいは在庫の状況等によりますことから、明確なお答えができないのが現状でございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 早ければ3日か4日で用意をしていただけるということでございますけども、このようにもおっしゃってありました。がんと診断された初期と中期と後期とで、ステージによってこの欲しい情報が違ってくるので、がんの患部ごとに、さらにステージごとに本や資料が分類して並べていると探しやすんだがというようなことでございました。そのように分類して配架することというのは、中央図書館では可能なのでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） がんに関する資料は非常に多岐にわたっておりまして、がんの特化した分類の資料の所蔵につきましては、中央図書館では200冊程度でございます。しかし、患部ごとに分かれた資料、もしくはがん全般についての資料はほとんどありませんで、分けて配架するのは難しいのが現状となっております。がんに関する資料をまとめて配架しておりますので、その中で患部ごとにできるだけ分けた形で配架をしております。資料を必要とされてる方につきましては、より探しやすい書架となるよう心がけてまいります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、わかりやすく配架していただければと思います。よろしく願いをいたします。図書館には、さまざまな病気で闘病中の方が来館されるというふうに思いますが、患者さんの気持ちの面を支えるような蔵書構成はできますでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） がんに限らず、闘病記や患者御本人、または御家族の心のケアにつながる資料につきましては、これまでも収集してきておりますし、今後も収集してまいりたいと考えております。特に闘病記等につきましては、著者や内容によりまして文学等の棚に配架してる場合もございます。機会を捉えまして企画展示等で御紹介し、文献リストなどを作成してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。企画展示ということで期待をしております。よろしく願いをいたします。

では、がんに関するこの専門のコーナーを設置している近隣市等の状況として、把握してるような情報がございましたらお聞かせいただけますでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 近隣市に確認したところでは、府中市ががん医療コーナーを設置してると伺っております。あと東村山市では、生活情報コーナーの中で、資料数は少ないそうですが、生活に密着した医療、仕事などの図書資料ですとか、パンフレットなどを置かれてるということです。それから、立川市ではがん専門のコーナーということではございませんが、がんにかかわらず闘病記などを集めた配架を行っていると伺っております。また、これはホームページによりますと、都立図書館ですとか鳥取県立図書館、埼玉県立図書館などでは、こういった都立、あるいは県立といったような規模の図書館につきましては、健康医療情報等の専門のコーナーというのを設置されてるようです。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、参考にさせていただきまして、前向きに進めていただければというふうに思います。

では、次のイに移ります。

社会保険労務士による個人面談ということで、先ほどの教育長の御答弁では、研究をしていくというようなことでもございましたけども、がん患者への経済面や就労面の支援として、専門家である社会保険労務士と図書館が連携をして、何かこの事業を行うようなことができないかというふうに考えておりますが、何か把握されるような事例はございますでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） こちらもホームページで確認したところによりますが、埼玉県立久喜図書館では、近年、がん患者を支援する相談会ですとか、パネル展といったものを開催されております。その中で、講演会等の中で医療ソーシャルワーカー等の医療関係以外の方で、社会保険労務士の方も講師ということでお招きしているというような実例があるというふうに確認しております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

講演会の講師として来ていただいた後に、個別面談もできるのかなというふうに思いますので、ぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。

それでは、この項目、最後の質問となりますが、当市の図書館が定期的に、この社会保険労務士とタイアップした事業を行う場合に、障害となるようなものが何かございましたら、お答えいただければというふうに思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館で、社会保険労務士とタイアップした事業を定期的に行うための障害とございますか、課題になるかなというふうに思っておりますけども、そのためにはまず図書館の職員が、がんの疾患について医学的知識を持つこと、また患者の精神的な負担を理解し、配慮できる能力を習得しておくことということが前提になるかなというふうに思っております。社会教育施設であります図書館が、この事業の実施場所として適しているのか、また会場としてどのような医療設備や受け入れ体制が必要なのか、今全くありませんのでね。そういうことも研究をする必要があるのかなというふうには考えております。そのため図書館で定期的に、そのような相談事業を行うためには、今申し上げましたような、さまざまな課題があるというふうに認識しております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。なかなか難しいのかなというふうに思いますけども、よろしくお願いをしたいと思います。

少し前になりますけども、ある報道番組で名古屋の乳がんの専門医が、検査が終わって、こういう治療と話をしたときに、既に仕事をやめている人が結構いたと。早まってやめなくていいんじゃないか、病気を苦しめて中身を知らないうちにやめていく、臨床現場からすればそれだけは防ぎたい。また、がんを告知するとき、まず仕事のことを聞き、やめなくていいですよとつけ加えますと言われておりました。

医療現場でも、がん患者の就労の取り組みが始まっております。当市でもがんの治療と仕事の両立支援が広がることを期待して、次の質問に移らせていただきます。

では、次、2番の小中学校の文化的・体育的交流事業についてお伺いをいたします。

今回この質問を取り上げさしていただいたのは、私自身、学校行事が好きでございまして、思い出として残っているのは、ここにいる多くの皆さんもそうだと思いますが、運動会や合唱コンクールではないかというふうに思います。今でも当時のことを思い出すと胸が熱くなります。小中学校の文化的・体育的行事に参加させ

ていただくのを毎回楽しみにしております。ましてや、この市内の小学生や中学生が一堂に集い、運動会や合唱コンクールを開催することを考えただけで、胸がわくわくして仕方がありません。

では、①に移りますけども、現在実施している交流事業についてでございますけども、先ほどの市長の御答弁で、交流事業、幾つか挙げていただきましたけども、連合音楽会、書き初め展、中学生駅伝大会、市民運動会などのリレーというふうにごさいました。このようなことが行われているということですけども、それぞれいつから、どのような経緯で始まったのか教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 今現在、行っている小中学校の文化的・体育的交流行事の現状につきましては、市長答弁にもありました連合音楽会、連合書写展、東京駅伝、また市民運動会のリレーを初め、そのほか教育委員会が主催、共催、支援してる行事等もさまざまございます。例えばけやきジュニア音楽祭でありますとか、きらめき友好アート展、その他、東大和市の少年少女合唱団の取り組みに関しても行っているところでございます。

こうしたさまざま行っている中で、例えば連合音楽会になりますが、今年度は12月1日に行いました。日常の音楽学習の発表及び鑑賞の機会を設けて、児童の音楽の表現や鑑賞の能力の向上を図ることを目的に行っているところです。開催に当たった経緯ですとか、これまでどれだけやってきたかというのは、ちょっとここに今のところ資料はございませんが、大変成果としましては、日常の日ごろの成果を発揮し、大変子供たちの力を一層向上する機会になっているところでございます。

以上でございます。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 今議員のほうからお話があった行事についてですけども、ふれあい市民運動会については、その運動会自体はもう前からありましたけれども、小中学生のリレーについては、平成27年度から実施をしているところです。そのほかの連合音楽会についても、また連合書写展についても、この二、三年ということではなくて、もうかなり前から引き続いて、毎年恒例の行事という形になっております。ちょっと資料が手元になくて大変申しわけなかったのですが、そのような経緯でございます。

以上です。

○**17番（荒幡伸一君）** 済みません、ありがとうございます。

私も一昨日になりますけども、小中学校の合同音楽祭に、午前中だけだったんですけども、小学生の部だけしか観覧できなかったんですけども、行ってまいりました。それぞれの小学校のこの特徴が出ていて、とても感動をしました。中学校のレベルの高い吹奏楽を聞けなかったのは残念でありましたけども、来年を楽しみにしたいというふうに思っております。

それでは、②の市内の小学校の6年生大運動会の開催についてお伺いをいたしますけども、先ほども市長と教育長から御答弁をいただきましたけれども、もう一度、メリットとデメリットについてお伺いをいたします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 市内小学校6年生による大運動会のメリットというところでございますけれども、もちろん運動ですので体力向上につながっていくというようなところ、それから市内の全ての学校というところですので、それぞれの自分と同じ学年の子供たち同士が交流を図れる場になるというようなところ、そして自分が日ごろ運動して、その実力というものを互いに見せ合うことができるというようなところで、自分の自己実現につながっていく部分でもあるかなと。そして、保護者や地域の方々にとっても、自分の学校の子供たちだけではなく、他校の児童のことについても参観できるというような、場面というようなことも考えられるかと思えます。

また、デメリットにつきましては、やはり日ごろ、自分の運動会、自校の運動会だけでも時間がかなり、練習時間とかかかってしまうというところもあり、そこが連合で全ての学校という形になりますと、その練習する日程の確保であったりとか、または本番の日程の確保、またそのほか準備だったりとか、さまざまなほかへの行事の日程調整等もあり、ちょっと難しさもあるかなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

さまざまなメリット、デメリットがあつて、課題も多いかというふうに思いますけども、私は学校の名前を背中に背負って何かをするということはとても大事なことだというふうに思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） やはり自分の学校を背負うというのは、これは自分も教員をやっておりますが、外に行くに当たっては自分の学校を背中に、看板背負ってるのと同じだから、例えば社会科見学に行くにしても、その態度とか、周りの人、見て、いい態度であればこの学校ですかって聞かれるような、そういうことになるわけですね。ですので、自分が何か外に行ったときに、やはり自分の学校という、その名前をしょってるというのは、どの児童・生徒も皆、感じていることで、教員も同じくそのような意識でいると。そして、いい成績を残したい、自分の学校をよく思われたいというのは全ての児童・生徒、そして教職員の願いであるのかなというふうに思っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

なかなかこの小学校を代表して競技をするということは、体験できないことだというふうに思います。だけど、この東大和市は6年生になると学校の代表として大運動会に出場するというような体験ができるわけです。開催できればの話ですけども。そこに向かって、この児童全体の運動レベルは上がり、クラス、また学校の団結心もさらに生まれてくるというふうに思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 議員がおっしゃるように、やはりその学年になると、これに出られるという、それは子供にとっても非常に夢のある話ですし、そこに向けて何か頑張ろうという意欲も出てくるというふうに思われます。運動に限らず文化的な行事にしても、まさにそのとおりだと思いますが、先ほど言ったデメリットの部分が、かなり大きな部分を占めているところでもあり、実際に運動に限っていいですと、他の自治体や、今、私たちでも少し進めることができるかな、可能であるかなって思うことに、全ての学校ではないけれども、例えば地域的に隣の学校同士で運動会っていうんでしょうか、少し陸上の連合の競技会であったりとか、または走るだけではなくて水泳の記録会であったりとか、そういうことについては二、三校で集まってやるとかということについては、ここは可能な範囲なのかなというふうには感じてるところではございます。お互いに競い合う場面というのが非常に少ないというのは認識しておりますので、そのようなところは今後、研究していきたいなというふうに感じてるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

考えてるとさまざま出てくるものですけども、私は学校の代表選手だけが競技に出場するのでは意味がないというふうに思っております。もちろん個人の競技もあり、クラスや学校単位の競技もある。そこに教職員の競技があつても盛り上がるなというふうに考えております。

こう考えてると、わくわくしてきて、いろんなことを考えてしまうんですけども、ほかの自治体の取り組みなどで把握してるような情報がございましたら教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 全校の児童が全て参加をして行う大運動会というのは、ちょっとなかなか例が見当たらないんですけども、当市でも行っているふれあい市民運動会、リレーだけの参加ではございますけれども、これがもっと種目をふやした状況の中で各校の出られる児童・生徒が参加をするというような、市や区を挙げての運動会というようなものは、私のほうも聞いたことがございますし、実際に参加をしたこともございます。ちょっと全ての児童・生徒というのが、なかなかちょっと例がなかったかなというふうに感じます。

以上です。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

私もいろいろ調べてたんですけども、やはりやってるようなところはないんですね。ぜひ、先進的に進めていただくことを要望させていただきます。

では、③の市内中学校の3年生、合唱コンクール開催についてお伺いをいたします。

こちら課題は多いというふうに思いますが、中学生の合唱はとてもファンが多く、私もその1人でございますけれども、毎年、行われているNHK全国学校音楽コンクール、通称、Nコンと言われておりますけれども、毎回楽しみにしている方が多くいらっしゃいます。そして、ことしも私は一中の合唱コンクールにお邪魔をさせていただきましたが、どのクラスも、どの学年も真剣で、一生懸命な姿に心があられ、とても感動いたしました。

先ほど壇上でも述べましたが、本番を迎えるまでにはさまざまな問題やドラマが生まれます。それらを乗り越え、学級の一体感を体験することができる大事な行事です。クラスの発表の前に、音楽委員の生徒がクラスの取り組みなどを紹介してくれましたが、どのクラスも女子は真剣に練習をするが、男子はふざけて練習をしない生徒が多いと。しかし、最後の1週間で、男子も真剣に練習をするようになり、クラスがまとまってきたというような声が大半でございました。今も昔も変わらないんだなというふうに、ある意味、安心をしたわけでございますけれども、その真剣になった男子も、合唱コンクールの当日の朝やお昼休みのちょっとしたこの時間に、クラス練習をしている姿に、また感動をしました。この感動を1回で終わらせるのはもったいないなというふうに思います。

今回、提案させていただいておりますこの市内の中学校の合唱コンクールは、市内の中学校、全てですけども、10月に開催をされているため、この10月の下旬とか11月の初旬に、この合同合唱コンクールを開催すれば、それほど生徒には負担にならないんじゃないかというふうに思いますが、この点についてお伺いをいたします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 市内中学校、3年生による合同合唱コンクールにつきましては、メリットとしては、議員のほうからお話があったように、交流によりお互いにより刺激となって、生徒の団結心や協調性を高める、そういった効果があるかと思えます。それとともに、音楽の表現や鑑賞能力の向上にもつながるものであると認識しております。ただ、しかし開催するに当たって難しい点ということを申し上げますと、やはり実施する日程の確保の面ですとか、やはり準備の時間の確保、また会場の確保といったところで、市内全中学校3年生が一堂に集って行うということに関しましては、大変難しい状況があるのかというふうに認識しております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） いろいろと難しいかと思います。この2校合同ですとか、小単位での合同合唱コンクールを開催しているような自治体があることは、私も承知をしてるところでございますけども、他の自治体の取り組みなどで把握してるような情報がございましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 今のところ、そういった近隣の自治体において実施してるという情報を把握しておりません。今後、収集するとともに、研究してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。こちら先進的な取り組みというふうになりますので、ぜひ前向きにお考えいただければというふうに思います。

先ほどもちょっと話をしましたが、ふざけて練習をしなかった男子生徒が、金賞をとって女子生徒と一緒に飛び上がって喜ぶ姿や、金賞がとれなくて女子生徒とともに悔しがる姿など、合唱コンクールならではの一体感だというふうに思います。1つの学年で、約東大和に750名ほどいるかというふうに思いますけども、この750名が入れるような会場など、さまざまな課題があるとは思いますが、3年生にもう1つのステージに上げられるようなことを要望いたしまして、この次の質問に移らせていただきます。

次に、3番目の小中学校の体育の推進についてお伺いをいたします。

今回この質問を取り上げさせていただいた理由の1つに、パラ陸上選手でトライアスロンの第一人者である秦由加子選手の体験を聞かせていただいたことにございます。秦選手は、13歳で骨肉腫を発症し、右大腿部より切断をしております。その後の中学校での体育の授業は、全て保健室からの見学で、苦痛で苦痛で仕方がなかったというふうに言っておりました。一見、当たり前のように感じますが、体育の授業ですから、ただ1人でも児童・生徒の間、ずっとこの苦痛を与え続けてはいけないというふうに思ったから、今回の質問を取り上げさせていただきました。であれば、パラリンピックの競技をうまく取り入れれば、体に障害がある児童や生徒でも、授業を受けられるというふうに思うのですが、この点について市の見解をお伺いいたします。

○学校教育部参事（岡田博史君） 実際、体育の学習内容につきましては、学習指導要領の中に、その指導内容は書かれているわけですが、例えばボール運動にしても、器械運動にしても、体のことを考えてできる状況のところを、その子の能力に応じてやっているというところが現状でございます。ですので、あえてパラリンピック競技というようなものでなく、その運動の特性が味わえるように、学習の中身を教員のほうで考えて工夫しながら、その運動の特性が味わえるように授業を展開しているという認識でいるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ずっと見てなければいけないというのは、私もスポーツが好きだったので、すごい苦痛だというのはすごく理解ができましたので話をさせていただきました。

もう一つには、障害者への理解を深めるということは当たり前として、1回の体験では感じとることができない。パラスポーツは、障害のあるなしにかかわらず、誰にでも楽しめるものだし、パラアスリートは健常者のアスリートと同様、すごく努力をしている真のアスリートなんだということも、この授業を通じて感じてほしい、このように考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） やはりそのパラリンピックのスポーツについては、障害者理解教育に限らず、それを体験することによって、その競技のおもしろさであったりとか、またその運動の特性に触れることがで

き、児童・生徒にとってみると非常に有効なというんでしょうか、効果あるそういう授業になるのかなというふうに思っているところです。当然体育の授業の中で、全てパラリンピックに関係しないものばかりというわけではなくて、やはりさまざま工夫しながら、誰もが楽しめるというようなものも取り入れてやっておりますので、そのパラリンピックのスポーツに関する競技であったりとか、動きであったりというものを体育の授業の中に取り入れながらやるということは、可能なところであるというふうには認識しているところでございます。以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、取り上げていただいて、授業で経験をしてもらえればというふうに思います。千葉市では、この9月から体育の授業に、このパラリンピック競技を14校で取り入れたそうでございます。そして、この2020年までに、特別支援学校や高校を含む市内の市立学校171校で実施をするということですが、他自治体の取り組みなどで把握している情報などがございましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 現在のところそういった取り組みを把握しておりませんので、今後、情報収集しながら研究してまいりたいと考えております。以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。この授業も、他自治体でもきっと広がってくるかと思っておりますので、いち早く先進的に取り上げていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

また、小平市では、その規模はちょっとわからないんですけども、小学校の授業の一環として、この2020年のパラリンピック競技大会を観戦に行くというふうに言っておりますけれども、東大和市にはそのような考えはございますでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現在のところ2020年にオリンピック・パラリンピックの競技を、東大和市で引率しながら見に行くということについては、まだ検討しておりませんが、今後これからオリンピック・パラリンピック競技のほうに向けて、そういう観戦をするとか、またはそのほかこういうイベントに学校として参加するとか、さまざまなことが今後進んでいくかと思われまますので、そのような際には検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。観戦するようであれば、早目にチケットをとらないと入れなくなってしまうので、早目に進めていただければというふうに思います。

②のパラリンピック競技大会の開催についてお伺いをいたします。

現在、この小中学校で球技大会は行われておりますでしょうか。その点について、お伺いをいたします。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 現在、球技大会を行っているというところの情報を把握しておりません。以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。私が小中学校のころは球技大会というのはあったもんですから、ちょっとお伺いをさせていただきました。この球技大会があれば、パラリンピック競技を体育の授業に取り入れたらばの話ですけども、1年間隔で球技大会、パラリンピック競技大会というふうになれば、この授業時間の確保に関してはクリアになるのかなというふうに考えたもんですから、今回この質問をさせていただこうと思ったんですけど、やってないというん

であればもう仕方がないので、そのような思いで質問しようと思ってました。これは話だけ聞いていただければというふうに思います。

今回のこの児童・生徒の豊かな人間性を育む事業になることをいろいろと考えて、今回、質問させていただきましたので、このパラリンピック競技の事業が進むように要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後の4番の多摩湖周辺のにぎわい創出についてお伺いをいたします。

①の多摩湖周辺や狭山丘陵の四季折々の自然を生かしたまちおこしについてお伺いをいたします。

狭山丘陵は、東京都の水がめとしてつくられた多摩湖及び狭山湖の水源保護林を中心に、市街地の中に浮かぶ緑の孤島というふうに、残された首都圏を代表する重要な自然環境になっているというふうに認識をしているところでございます。狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会の計画では、2年後には記念事業の開催を予定しているというふうに市長の御答弁でございましたけれども、記念事業の実現に向けまして、実行委員会の今日までの活動状況について教えていただけますでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会の活動状況についてであります。

平成29年度に策定しました計画どおりに、観光資源の基礎調査は完了しております。具体的には、作業部会におきまして自転車で狭山丘陵1周を実走行した後に、東大和市、武蔵野市、東村山市のほか瑞穂町、所沢市、入間市にもエリアを広げた調査等、計4回のフィールドワークを実施いたしました。来年1月中には、この成果物としまして調査報告書を完成させる予定であります。

また、計画以外の取り組みとしましては、平成29年度で開園80周年を迎えました狭山公園での記念事業、「SAYAMA HILLS 3 DAYS」の第2日目に連携事業を進める上での参考としまして、東大和市、武蔵村山市、東村山市、所沢市の4市で参加いたしました。当日は1,200人の来園者でにぎわい、各種の観光案内図等の配布や物販などにより、実行委員会での試行的な活動の機会となりました。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

私も、この「SAYAMA HILLS 3 DAYS」ですか、あの1日目に行かせていただきました。終了間際の時間でしたが、多くの来園者がまだ残っておりまして、ススキがたくさんありまして、そちらのススキなどを撮影して楽しんでいる風景を覚えております。私は、この狭山丘陵観光連携事業を推進する上では、基礎自治体である各市が特徴的な取り組みを積み重ねていく必要もあるのかというふうに考えております。そこで、東大和市が平成29年度に実施しました狭山丘陵の四季折々の自然を生かした観光事業がありましたら教えてください。

○市民部副参事（宮田智雄君） 平成29年度に実施しました狭山丘陵の自然を生かした観光事業についてですが、多摩湖竣工90年に当たる年度でありますことから、東大和観光ガイドの会と共催いたしまして、その歴史をたどることを目的に、まち歩きツアーを実施いたしました。湖畔の木々が紅葉で色づき、美しい姿を見せる多摩湖のポイントでは、ガイドの方から多摩湖建設にまつわる歴史を聞く中で、御参加された方々も東大和市の代表的景観の1つである多摩湖の存在を再認識されたようでございます。小学生親子で御参加された御家庭からは、楽しかったですとの御意見をいただいております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

私も参加したいなというふうに思ってたんですけども、残念でございましたけども。私の先祖は、多摩湖建設に伴い移転した住民でございます。このため、多摩湖への思いは人並み以上に熱いものがあるというふうに思っております。自然を生かしたまちおこしについては、ただこのイベントを開催するだけではもったいないというふうに思っております。昨今では、特定の地域を舞台にする御当地映画なども多く、この聖地巡礼を目的にした来訪者のにぎわいにより、まちおこしへつなげる手法もあるというふうに考えます。

そこで、この提案になりますけども、多摩湖の湖底には村があったわけでございます。そのあたりを題材にしたアニメを作成し、聖地巡礼によるまちおこしに取り組むようなことはできませんでしょうか。私の先祖も、多摩湖の湖底の村で生活をしていたわけでございますので、私の夢という思いもありますが、今後の取り組みなどお考えがありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） まちおこしに関する取り組みについてであります。市長の答弁にもございましたとおり、狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会におきまして、計画した事業を再来年度、記念事業を計画しております。また、イベントの開催以外にも、ただいま議員さんのほうから御提案がございましたアニメ制作等を発展させ、観光情報の発信につなげていくことも、有効な手法の一つであると認識してるところでございます。

現在、産業振興課では、映画等の撮影場所の誘致や、撮影支援を行うフィルムコミッションという事業を担っておりますが、平成29年度の実績では、8月に24時間テレビに放映されましたチャリティーマラソンでの休憩や、撮影場所の設定等にも御支援をしたことがその1つでございます。今後もフィルムコミッションの機能を果たす中で、聖地巡礼につながるような取り組みが実現するかにつきましては調査研究してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、実現することを期待しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、多摩湖は平成21年にダム湖百選に選ばれておりますけども、選定理由について教えていただきたいのと、この認定プレートが設置されておりますけども、余り知られていないように思います。そのあたりも、このまちおこしの一つになるのではないかとこのように思いますけども、この点についていかがでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 多摩湖がダム湖百選に選定された理由と認定プレートの活用ということになるんですが、ダム湖百選は四季を通じて美しい景観を見せたり、水や自然の学習の場になるなど、地域に親しまれるダム湖を選定し、地域の活性化に役立つことを目的としているものでございます。多摩湖の景観や生態系、歴史的な価値などの選定項目が総合評価された結果、選定されたものと認識しております。

また認定プレートにつきましては、これまでPRに活用する機会はありませんでした。今後、観光資源の一つとしまして、観光事業の中において活用しているものから調査研究してまいりたいと、そう考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、御活用いただければというふうに期待をしております。

②の東京都と連携し、桜まつりのようなイベントを開催することの問題点と課題に移りますけども、自然を生かしたまちおこしにおいても、この有効な資源として注目をしているのが、やはりこの多摩湖の桜でございます。東京都と連携した多摩湖での桜まつりなどの実現については、平成23年第1回定例会において、我が党の先輩が同様の質問をさしていただいております。会場設定等の問題から、容易には実現ができないというふ

うに認識をしているところでございますけれども、しかし平成29年第2回定例会の他の議員の一般質問における市長の御答弁では、貯水池の桜に関する御自身のお考えを東京都のほうに伝えたりしてきたことから、貯水池の桜も更新をしていただくという方向性が見えてきたというふうに話されておりました。

そこで、この動向につきまして、その後はどのようなになっているのか教えていただけますでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 貯水池の桜の更新に関する動向についてであります。貯水池の桜のうち、下堰堤入り口側の桜につきましては、その管理を所管する東京都水道局と、その間で調整が進みまして、平成29年4月から桜の更新に関します調査を実施していくという、そのような運びになっております。すぐには全盛期のような桜の花盛りを見られるまでにはいきませんが、将来にわたって次世代に引き継がれる道筋の始まりになるものと、そのように考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

桜の更新に関しての調査が始まったということで、期待が高まるところでございますけれども、駐車場があそこにありますけれども、駐車場の利用時間に関しての要望を多くの皆さんからいただいております。現在、4月から9月が9時から17時15分、そして10月から3月までが9時から16時15分というこの駐車場の利用時間になっております。せめて桜の時期や紅葉の時期に関しては、もう少しこの時間を延長してほしいというような要望がございます。にぎわいを創出するという観点からも、東京都の管理でございますので、東京都と連携をして話を進めていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 駐車場の利用時間の延長についてでございます。駐車場を管理しております都立狭山公園管理事務所のほうに問い合わせをいたしまして確認をしたところ、公園管理事務所が主催する事業におきましては、その必要性により利用時間の変更を検討する場合がありますということを確認してございます。現時点では、桜の時期に夜桜のお客様を対象として、利用時間を延長するということにつきましては、公園管理事務所の方も連想することはできるかなというふうなお話でした。秋のもみじの時期につきましては、日没後の紅葉を見るということになりますので、その点についてはなかなか現実にはすぐわないのかなというところで、管理事務所の方はお話を聞いてございます。市と、また管理事務所との関係になりますが、先ほど来から出ております狭山丘陵の連携事業の中で、狭山公園管理事務所も一緒に入っておりますので、そんな中でまた何かができるか探っていければ、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

夜になるとライトアップされてるとか、そういうわけではございませんので、遅い時間まで延長するというのは難しいことかと思っておりますけれども、少し1時間なり、1時間半とか延長ができれば、喜ばれる方も多いのかなというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

多摩湖周辺は、緑豊かな公園や自転車専用通路が整備された桜の名所でもあります。ぜひ、多摩湖を題材にしたアニメ制作を進めていただき、聖地巡礼などでにぎわいが創出することを期待して、私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時43分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（押本 修君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、参議院宿舍跡地、警視庁未利用地や都営東京街道団地・向原団地の創出地、またみのり福祉園跡地、学校給食センター跡地など国・都・市有地の活用と福祉施策やスポーツ施策の拡充について。

東大和市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の公有地が約11万7,000平米あり、市の未利用地としてはみのり福祉園跡地と4月廃場の2つの学校給食センター用地を合わせて約7,700平米になります。市民の福祉の向上に役立てるべきです。

①公有地の活用は今大きく動き出しており、福祉施設やスポーツ施設の整備など市民の暮らしの向上に役立てる大きなチャンスとして毎議会で取り上げてきました。新生児集中治療室（NICU）など医療環境のおくれや買い物難民などについても取り上げてきたところです。現在の到達点とこの間の推移、市の取り組みについて伺います。

2、都営東京街道団地の創出地に整備予定の運動広場や桜が丘市民広場について。

東大和市内のスポーツ施設が不足していることは市も認めているところです。

①桜が丘市民広場については、冬季は午後4時までしか利用できず、平日は児童・生徒の放課後利用が不可能になっている現状について、改善を求めてきました。市の見解と取り組みを伺います。

②東京街道団地の創出地に整備予定の運動広場の整備計画について伺います。

3、国民健康保険の広域化に伴う保険税値上げなどの諸問題について。

①東京都の国民健康保険運営協議会が11月21日に開催されました。ここで明らかになった点について伺います。

②広域化に伴う国民健康保険税の値上げに反対します。現在の市の考えについて伺います。

4、第7期介護保険事業計画について。

①第7期介護保険事業計画で拡充されるべきサービスについて伺います。

②平成27年度から29年度の第6期介護保険事業計画では、保険料の値上げを抑えるために3億円の基金を3年間で全て取り崩すことになっていましたが、実際には29年度末の基金残高見込みは6億4,500万円となりました。1億3,000万円の保険料値上げは必要なかったこととなります。市は6億4,500万円を保険税の軽減のために使うと答弁しています。この基金を取り崩し、第7期には保険料を値下げするよう求めますが、いかがですか。

以上です。再質問は、自席にて行います。よろしく申し上げます。

[2番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、国有地、都有地及び市有地の検討の取り組みについてであります。国有地の参議院宿舎跡地につきましては、国の介護施設整備に係る国有地のさらなる活用の対応としまして、介護施設整備の必要性を考慮し、引き続き検討を行っているところであります。また、桜が丘3丁目の国有地につきましては、平成32年度の取得に向けて、今後利用計画を策定することになりますが、具体的な検討につきましては未着手であります。

次に、都有地についてであります。都営東京街道団地につきましては、平成29年7月、都市計画変更等を実施いたしました。今後、公園や運動施設などについて具体的な協議を進めていくところであります。また、都営向原団地の創出用地につきましては、東京都から北側の地区に知的障害特別支援学校の設置が提案されており、現在協議を行っているところであります。

次に、市有地についてであります。みのり福祉園跡地の利用につきましては、子育て支援を行う施設に活用することについて、引き続き検討を行っております。また、第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地につきましては、行政財産としての利用、貸し付け、売却等を含めて検討を始めたところであります。

次に、桜が丘市民広場の冬季における利用時間の延長についてであります。桜が丘市民広場の利用時間につきましては、東大和市体育施設等に関する条例に基づき、毎年11月から翌年2月までは午後4時までであります。そのことから、一部の利用団体からは、利用時間を午後7時までに延長してほしいという要望を受けております。時間延長する場合は、暗い中でも安全に利用ができるようJIS規格における必要な照度を確保するための環境整備が必要であると考えております。そのため、利用時間を延長するには障害施設設置のための経費がかかる等の理由から、現状では困難であると考えております。

次に、東京街道団地の創出用地に予定された運動広場の整備計画についてであります。東京街道団地の創出用地に運動広場が整備されることは、当市のスポーツ施設の現状を考えますと大変ありがたいことであると考えております。運動広場の整備計画につきましては、周辺環境に配慮した整備となるよう、市民や地域、体育協会等からの意向も踏まえ、今後、東京都と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、平成29年11月21日に開催されました第2回東京都国民健康保険運営協議会の内容についてであります。この会議では東京都より、東京都国民健康保険運営方針案が諮問され、また広域化の初年度であります平成30年度に、市が東京都に納めます国民健康保険事業費納付金の額や、この納付金を納めるために必要な自治体ごとの標準保険料率の算定結果が示されました。

次に、広域化に伴う国民健康保険税に対する市の考え方についてであります。東京都から示されました東京都国民健康保険運営方針案や標準保険料率を踏まえ、平成30年度の国民健康保険税の改定につきまして検討しているところであります。

次に、介護保険事業計画におけるサービスの拡充についてであります。現在、第7期介護保険事業計画につきましては、介護保険運営協議会に諮問し、策定作業を進めているところであります。この計画におきましては、平成30年度から32年度までにおける高齢者人口や要介護認定者の増加率、並びに給付費の伸び率などを勘案しながら、拡充すべきサービスなど各種のサービスの給付の見込み量などを検討しているところであります。

次に、基金の活用と介護保険料についてであります。第7期介護保険事業計画の計画期間中の給付費は、要介護認定を受けた被保険者の増加などによって、第6期の計画期間よりも増大することが見込まれているところであります。市としましては、介護保険運営協議会を初め、市民の皆様の御意見を伺いながら、必要な範囲で基金を活用し、介護保険料の増加の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番(尾崎利一君) それでは、再質問を行います。

この大きな1番については、情報公開請求で入手した資料もありますので、それらも踏まえて質問したいと思います。

それで、まず警視庁の未利用地2万2,000平米についてですけれども、平成32年度中の取得に向けた早期利用計画の策定に努めると。ただ、まだ具体的な検討には至ってないというお話でした。この土地は、米軍大和基地の跡地の一部で、全市、挙げた返還運動がありましたけれども、残念ながら市の土地ではなく国有地というふうにされました。しかも、活用されないまま35年以上も放置されてきたという経過があります。こうした経過からしても、無償で東大和市民のために供されるべきだと私も考えていますし、以前、市の答弁でもできれば無償でということが答弁されたと考えています。

この土地については、かつて市有地等利活用検討委員会で、例えば地下を火葬場にして、地上をスポーツグラウンドになどという意見も出されていきました。これだけの土地をどう活用するかというのは、なかなか費用もかかると思いますし、大変な計画になるというふうに思います。それで、多摩市では市有地を一般社団法人に貸して、この社団法人が人工芝グラウンドを整備しました。総工費1億9,300万円でしたけれども、t o t o助成で7,300万円、東京都サッカー協会の助成で1億2,000万円、この2つの助成金だけで1億9,300万円の総工費を丸々賄ってしまったという事例があります。これは多摩市の南豊ヶ丘フィールドというところです。市にはさまざまな事例を調査していただき、有効活用を図っていただくよう、この用地については要望しますが、いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) ただいまの桜が丘3丁目の国有地についてであります。今後、利用計画の策定を進めるために検討を始めてまいりたいと考えてるところでありまして、現時点では利用方法の案として確定しているものではありません。ただいまの御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきますと考えております。

以上であります。

○2番(尾崎利一君) 市長の答弁でも、こういう大きな土地の活用等については、市民の皆さんの意見をどう集約するのが大切だということで、他の議員への答弁ですけれども、そういう答弁ありました。私もそのとおりだと思いますので、総合的に検討していただいて、市民の福祉、暮らしの向上に役立つように、ぜひ活用していただきたいというふうに思います。

次に、参議院宿舎跡地、約7,600平米についてです。ここは日本共産党の市議団としても、関東財務局の立川出張所、それから財務省の理財局、厚生労働省、東京都福祉保健局などとも話を詰めてきました。市としても、特別養護老人ホーム整備に向けて検討を進めていただいているという土地になります。今、東京街道団地の創出地についても、特養ホーム整備の候補地として比較検討を市の内部で行ってるようですけれども、この立地や地価、それから必要面積や事業者負担など、比較してみた結果どうなのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 特別養護老人ホームを整備する用地の候補地といたしまして、国有地といたしましては桜が丘2丁目の参議院宿舎の跡地、都有地といたしましては東京街道団地の生活関連施設区域につきまして、市有地等利活用検討委員会で事務局から説明をしてまいりました。事業者の負担割合につきまして、これまでの検討段階におきましては、都有地のほうがメリットがあると考えておりましたが、

ここで国有地を借用して施設整備を行った場合の助成制度等について、国と東京都に改めて確認を行いましたところが、定期借地契約を利用して施設整備をした場合の事業者負担の軽減を図ることができる助成制度などについて確認をすることができました。このことから、ここで判明いたしました制度などを踏まえ、また地価のことなども考慮いたしまして、改めて国有地、都有地を活用した施設の整備につきまして、よりよい方法、事業者にとりまして負担の軽減を図ることができる方法などについて、引き続き検討をしてみたいと考えます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 具体的に都有地を活用した場合の事業者負担の枠組みと、国有地、とりわけその介護施設を整備する場合には格安で貸すよと、特別な制度ができていっているわけで、この制度の枠組みとの関係でいうと、具体的にはどういうふうになるのか、もう少し教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） まず都有地であります、都有地を活用した地域の福祉インフラ整備事業実施要綱によりますと、定期借地による貸し付け期間の期間、全てにおきまして、この貸付料が50%減額になるということを確認いたしております。対しまして、国有地であります、これまで国有地の定期借地によります貸付料の設定につきましては、契約から当初の10年間、貸付料が5割減額になるという状況を認識いたしておりました。それに加えて、ここで国並びに東京都に確認をさせていただきました制度といたしましては、この貸付料につきまして前払いの賃料、相当に関して助成制度が設けられるということがわかりまして、それが理論上、軽減制度が設けられない場合に対しまして、この各種軽減制度、助成制度を活用いたしますと、理論上、39%に軽減されるということ、説明を国並びに東京都より受けておりますので、今後これらを踏まえまして改めての検討をしてみたいと考えているところであります。

以上です。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

大まかに言うと都有地の場合は5割軽減、それから国有地の場合は61%の軽減で、39%で借りられるというのが、大まかな枠組みだということです。私としては、貴重な土地ですので、両方ともフル活用していただきたいというふうに思います。

この点で、ちょっと要望させていただきます。

1つは、この間の市有地等利活用検討委員会の状況を見ますと、どの土地を使うにしても100床程度ということで計画がされているようではすけれども、100床にとどまらず将来も見据えて必要量の確保をぜひお願いしたいと。

それから、2つ目に事業所内保育室の設置も検討しているようではすけれども、市民も利用できる施設にすること。それから、保育水準は認可保育園並みに確保していただきたいというふうに思います。

それから、3点目に都有地は5割も安く借りられるわけではすけれども、この参議院宿舍跡地についてはそれより安く、50年通算で言っても39%で借りられるということですので、この市内のさまざまな需要や周辺市を見渡しても、事業者にとって大きなメリットがあるというふうに考えます。東大和市の現在の計画では、特養ホームつくる場合に、都有地、東京街道団地のほうだと3,000平米ぐらい、それからこの参議院宿舍跡地でいうと2,000平米ぐらいが必要だ、100床についてはね——というふうに考えてるようではすけれども、特別養護老人ホームに限らず、市内や近隣の需要も考慮して、必要な介護施設を整備するよう求めておきたいと思えます。これら介護施設については、また大きな4のところでも要求したいというふうに思います。

それから、東京街道団地の生活支援ゾーンについてですけれども、診療所や買い物施設のほかに、今答弁ありました特養ホームなども検討しているということですが、都有地の半額対応の対象施設というのは介護施設だけではなくて、保育園などの児童福祉施設や障害者施設も対象になります。この点での検討はどうなっているのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 都有地活用によります地域の福祉インフラ整備事業の実施要綱に基づいて確認いたしますと、この要綱が高齢と少子、それから障害と3つの分野にわたりまして整理がされております。そこで、都有地の借用に際しまして、貸付料が通常の算出額よりおのおのの制度、高齢、少子、障害とおのおの3つの分野で5割減額の対象となる施設が整備されています。これらを踏まえまして、地元自治会とも相談の上、地域インフラ整備につきまして検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ぜひ、特養だけではなくて、5割で使えるということですので、ぜひ有効な活用をお願いしたいというふうに思います。

それから、市民の作品を展示できるスペースが市内にないという声も伺います。武蔵村山市などでは、公民館の地下にそういったスペースがあるようですけれども、東大和市の場合は郷土博物館について、一定の期間で展示できるということですが、なかなかほかにはないということでは伺っています。この東京街道団地や、それから向原団地についても生活支援ゾーン設置するという案もあるようですけれども、こういった検討もしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京街道団地地区地区計画におけます生活施設関連地区は、医療、福祉、介護、買い物など、高齢化に伴い地域に必要とされる生活支援機能を誘導することを目的とした地区でございます。生活支援機能の誘導は、民活事業や福祉インフラ要綱の活用が考えられますけれども、いずれも事業性や採算性が重視されますことから、作品の展示を目的とする施設の誘導は困難かと考えます。なお、福祉施設や介護施設などのロビーなどを活用した作品展のようなことは考えられるところでございます。

また、向原団地につきましては、東京都から生活支援機能の整った生活中心地の提案を受けておりますけれども、現時点で協議は整ってはおおりません。

以上です。

○2番（尾崎利一君） これについては、市民の皆さんがさまざまな活動をされてるわけですが、なかなかそれを発表したり展示したりという機会、施設が少ないということですので、専用ということでもなく、今御答弁あったように、さまざまな施設整備される中で、そういう展示スペースを確保するというようなことも含めて、せっきやくの機会ですので、さまざま目配り、気配りしていただけて進めていただきたいというふうに思います。

それから、向原団地の創出地ですけれども、知的特別支援学校建設の問題です。向原以外にも活用できる都有地があるだろうと市のほうは言ってるけれども、東京都のほうはないんだと、こう言ってるということなわけですね。これ事実の問題ですので、やっぱり早期にはっきりさせる必要があるんじゃないかと思います。それで、東京街道団地に最後の住宅棟が立ち上がったのは平成21年です。それ以降、ずっと空き地になっていましたけれども、あくまで建て替え中ということで、空き地が目の前にあっても空き地としては確定せず、ようやくここへ来て後期建て替え計画が確定して、空き地、創出地として手が出せるようになったわけです。ですから、空き地として目に見えるようになってから、ここでいえばもう既に8年もたってるという状況なんです

ね。

現に空き地のように見えても、都が創出地として認定していなければ、創出地として確定するまでに優に5年以上かかるということだと思います。それから決めたのでは、特別支援学校の建設がずっと後へ先送りされてしまうということにもなります。その点で、近隣で東京街道団地や向原団地のように、創出地として現に確定している1.8ヘクタール程度の所有地がほかにもあるというふうに市が認識しているかどうか、この点を伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 多摩地域には、向原団地の創出用地以外にも都営住宅の建て替え中の用地があると認識しております。そこで、向原団地の創出用地でなければならぬ理由をお尋ねしておりますけれども、東京都からは所有地の利活用の検討状況については調整が整い、公表されるまでは検討しているかどうかも含めお答えできない。よって、他の土地について示せることはない、このように言われております。このように、建て替え中の他の都営住宅にある土地については、利活用を検討しているかどうかも含めてお答えいただけないという状況であります。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私が伺ってるのは、建て替え中だと創出地にならないわけですよ、今までの東京都の流れ、市内の土地もそうです。ですから、建て替え中ではなくて、建て替えが終わって、もしくは後期建て替え計画が立って、明確に創出地だというふうに都が認定してるというか、確定している、そういう土地でなければすぐに活用できないわけですよ。その点についての認識を伺ってるんです。

○都市建設部長（直井 亨君） 創出地でございますけれども、基本的にはおっしゃったように、建て替えの計画が全部完了しないと創出用地は出てこないというふうに認識はしております。ただし、建て替え計画の中で、どこにも建てないよということは、途中でも明らかになるところがございますので、そうしたところ出てくる可能性があるのではないかとということで、私どものほうとしては近隣でも建て替えをしてる団地もございますことから、そうしたところがあるのではないかと訪ねておまして、向原団地につきましてはそもそも住宅以外建てられないところがございますので、そうしたところでなぜ検討しないのかということをお聞き合わせをしてるところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは私も所有地の活用、国有地の活用、ずっと言ってきました、東京街道団地についても、向原団地についても、創出地として確定するまでは、結局、東京都から何の情報も来なかったというのが経過ですよ。そういうことですので、今建て替え中の土地についてほかにあるのではないかと、そこを示せというとなん年もかかってしまう。そうすると、実際に知的障害特別支援学校の整備がずっと後へずれ込んでいくということにはなりかねない、それが現実だと思います。だから、そういう点でいうと、事実の問題として現在確定している土地、空き地として確定している土地が向原のあの土地しかないという認識であるならば、やはりそこで受け入れて整備していくという必要があるというふうに私は思います。

ただ、他の議員からもありましたけれども、周辺住民の方々への説明とか理解を得るというのは当然のことですけれども、市の姿勢としては現実にやはりそこしかないんですから、やはりそこで話し合いを進めていくというふうにお願ひしたいと思います。

それから、特別支援学校を建設することになれば、その下に雨水貯留槽の整備を求めなきゃいけないということで、我が党の同僚議員が要求しましたがけれども、市としても前向きに、これ考慮していただいているということで、

大変重要だと思います。1,700立米ではとても足りないということでしたけれども、南街地域の雨水対策としてどの程度の容量が必要と考えているのか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 他の議員の御質問にもお答えさせていただいておりますが、現在、都市建設部内においても、南街地域だけではなく、市内の浸水箇所について検討しているところでございますが、特別支援学校が建設され、雨水貯留施設が整備されるということになれば、有効ということで考えますので、1,700立米以上で地域全体の浸水が解消されるような規模のものができればよいと考えてございます。また、現在、特別支援学校の建設につきましては、市は了解しているところではございませんが、今後、建設を認めることとなった場合は、できる限り多くの容量を求めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 具体的な必要な容量はこれぐらいというのは、まだわからないんですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） どの場所にできるかによって、どの程度の範囲の雨水を取り込めるかもございますので、具体的な容量については現在はまだわかっておりません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 他の議員への答弁でもありましたけれども、東京都が基礎調査に入るということです。これに関連して10月27日に都と市が会ってるわけですがけれども、この中で都の側はこう言っています。学校施設に対し、何か希望されるならばその旨を事前に申し出てほしい。要望内容によっては、事前に話がないと対応できないこともある。要望は早目に伺いたい、このように市は言っていて、市のほうも仮にの話になるということだけれども、やはり要望しないと実現しないということですので、こういうふうに応じているということです。これはやはり、この基礎調査の中で検討していただく事項、この段階で検討してもらわないと対応できないということにもなりかねないということを都の側も言っているのです、これ急いで東京都に要望する事項について、仮にの話であってもまとめて伝えて、東京都の検討の中に入れてもらうということを急ぐ必要があると思いますが、この点での市の対応を伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現時点では、特別支援学校を了解したわけではありません。そのために、仮にと言っておりますが、ほかの議員さんからも御提案をいただいておりますので、要望する項目につきましては、今後整理をいたしました上で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） この間、多くの議員が、この問題、取り上げていて、雨水貯留施設のほかにグラウンドや体育館、温水プール、集会施設等の開放、あと福祉避難所だけではなくて、一般の方の避難所としての活用、さまざま出されています。今、私はその10月のやりとりを見てて、手おくれになってはならないなと思って質問したわけですが、市のほうでもそういう形でまとめていただけるということなので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、東大和病院のほうから、ここ向原団地の創出地、空き地に建て替えたいという要望が出されている。これは議員にも情報提供されたわけですがけれども、この件ですけれども、周産期医療なども、この病院の要望書には出されていて、これは重要だというふうに考えてます。我が党としても、調査をしたいというふうに考えてますけれども、これが具現化する場合は、市にも一定の財政負担が求められるというようなことがあるのかどうか伺いたいと思います。あわせて、武蔵村山病院建設の際の武蔵村山市の対応など、わかりましたらあわせて伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 現時点では東京都との協議になっておりませんので、具体的な内容の検討はしてございませんが、民間病院など医療施設の改修、建て替えなど、施設整備にかかわる市の単独の補助制度はございませんので、市の財政負担はないものと考えております。

また、武蔵村山病院の建設に当たっての対応ということでございますが、武蔵村山市は市有地を活用して公募を実施し、決定、基本協定を締結しているようでございます。市有地の貸し付けにおいては、一定の減額が行われているというような状況だと思われまます。また、市が地域総合整備資金貸付、ふるさと融資というようなものでございますけれども、これを活用しまして貸し付けをしているようでございます。なお、補助金等は行われていないよというふう聞いております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

ぜひ、これも医師会などとも調整してるということですが、先ほど言いましたように市民の皆さんの合意も得ながら進めていただきたいというふうに思います。

それから、御答弁でみのり福祉園、学校給食センター跡地についても検討が始まってるようですが、これまた別の機会に伺いたいと思います。

次に、大きな2番に入りますけれども、一般質問通告、私のこの2つ目である東京街道団地の創出地に整備予定の運動広場や、桜が丘市民広場についてに係る資料を配布したいと思いますので、許可いただけますようお願いいたします。

○議長（押本 修君） ただいま尾崎利一議員より申し出のありました資料配付につきまして、これを許可いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午後 4時20分 休憩

---

午後 4時22分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） では、2の①に入ります。

冬の期間も他の時期と同様に、午後7時まで利用できるように準夜間照明の設置を求めてきました。これについては、市教委のとした見積もりでは5,600万円かかるということで、大分昔のことですので、もう一度、私のほうでも見積もりをお願いしてみました。それで、J I S規格に見合う100ルクスの照度を確保するものですが、市教委事務局にもお渡ししましたけれども、税込みで約3,100万円というものです。昨年3月議会での同僚議員への答弁で、照明設置のためにt o t o助成と東京都のオリンピック・パラリンピック助成、オリパラ助成が併給できるということでした。t o t oが3分の2で助成上限が2,000万円、オリパラは2分の1ですが、t o t oと併給の場合は3分の1。そうすると市の負担は、この3,100万円の見積もりでいいますと、市の負担は100万円ほどで設置できるということになります。防球ネットのかさ上げなどとあわせて、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 桜が丘市民広場の夜間照明についてでございますが、先日、議員のほうから見積書のほう見させていただきまして、この内容がJ I S規格の平均照度100ルクス、こちらを確保するという内容と理解しまして、内容のほう見させていただいていたところでございます。その見積もり内容の中では、

新たに10本の照明用の柱を設置をするということでございます。また、既存の支柱も利用して、合計40台の夜間照明を設置して夜間照明とすると。これはLEDライトであるということでございます。

こういう内容で見させていただいたところでございますけれども、この内容については、私どものほうでも今後、調査研究をしていく中では、ちょっといろいろ調べていく必要が、確認をしていく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。まず、支柱を新たに設置するという部分では、これまでもありましたけど、また土壌調査が必要であるとか、それからこの既存の支柱に、そのLEDライト、除雪用のライトをつけるという場合に、それが耐えられるのかという部分。1つ、14キロですね。14キログラムあるということでございますので、もともとの支柱は防球フェンスを張るための重量計算で設置をされてますので……。

ごめんなさい、防球ネットを張るための支柱でございますので、またそのライトの重さに耐えられるのかとか、いろいろ取り付け台の設置による高さ、位置、方向、いろんなことが確認をしていく必要が出てくるのかなというふうには思っているところでございます。

現在、社会教育課のほうでは、市民体育館の冷房設備の設置工事や上仲原公園の野球場の改修工事、市民プールのろ過装置の配管等改修工事など、大きな取り組みをしておりますので、現状では夜間照明の設置の検討の予定はしていないところでございます。議員のお話では、市の負担が100万円であるということと御提案でございます。今後、調査研究をする中において、参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 安全じゃないといけませんので、ぜひきちっとした検討をしていただきたいというふうに思いますけれども、先ほど私のほうで紹介した助成の問題、t o t o助成とオリパラの助成、t o t oは助成上限2,000万円です。3分の2、ですから助成対象の上限は3,000万円ということですね。それから、オリパラは事業費の3分の1。これについては間違いないということによろしいですか。

○社会教育課長(佐伯芳幸君) 今御質問者がお話ありました補助制度については、同様に活用できるというふうに考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) この問題についての市長答弁は、財政的負担がかかるということから、なかなか困難だというのが市長答弁だったと思います。財政的負担が、もちろん今の見積もりで安全性が確保できるのか、照度が確保できるのかということはきちっと調べていただく必要がありますけれども、ただ財政負担については、これできないという理由にされていた財政負担については、クリアできる可能性が強いということですので、ぜひ急いで検討していただきたいというふうに思います。

それから、現在トイレ等のバリアフリー化工事が予定されてるようです。これは通告してませんので、要望だけにさせていただきますが、改築中に仮倉庫を設置してほしいという要望が出されてます。それから、事務所倉庫もトイレも一体で整備するようですけれども、倉庫についてはブースに区切ってほしいし、区切れるという提案。それから、トイレを工夫すれば更衣室がつくれるという提案。それから、トイレに収納式の着がえ台、フィッティングボードを置いてほしいという要望などが出されているというふうに聞いています。可能なのであれば、更衣室をつかってほしいというのは理解できますし、かなり具体的な実現可能な提案に見受けられますので、利用者の立場に立ってよいものにしていただきたいと思っております。

これは要望しておきます。よろしく申し上げます。

それから、②の東京街道団地の創出地に整備予定の運動広場の整備計画についてです。

それで、この運動広場について、東京都は都の責任としてどの程度まで整備してくれるのでしょうか。つまり、イニシャルコストのどの程度を負担してくれるのか、またメンテナンスやランニングコストはどうか伺います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） ただいま御質問がありました運動広場の詳細については、まだ決まってございません。今後、東京都と調整を進めていくことになります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 例えばこうした創出地で、向原団地など、最近、公園なども整備されましたけれども、例えばこの公園については負担はどのようだったのか、それからその後のメンテナンス等については、都と市の負担の区分でいうとどうなっているのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 向原団地の中に、公園、数カ所、整備されておりますけれども、整備費につきましては市の負担というのをごさいます。その後、管理につきましては、市のほうで行っていると、都市公園については市のほうで行っているというような状況です。

以上です。

○2番（尾崎利一君） これまでの経過、経過というか実績っていいですかね——からいえば、運動広場についても、例えば芝生やるのを全部、都がやってくれるかどうかは別にしても、一定の造成についてはやってくれるのではないかと。もちろん求めないとやってくれないかもしれませんが、一定のことは。ただほっぽらかしではなくて、一定の造成は都としてやってくれるのではないかと。ただ、その後のランニングコストについてやメンテナンスについては、市がやはり負担するということになるのではないかと。これは例えば向原団地の公園の事例など見ても考えるわけです。

それで、市としては周辺住民の懸念である砂ぼこりの対策として、芝生化などを検討していると前に御答弁いただきました。競技団体からは人工芝が好ましいという声が出ています。そこで、防府市がサッカーグラウンド建設を検討した際の資料の一部を用意しました。平成27年7月23日付のもので。結論としては、この年、12月に提言書がまとめられ、人工芝での整備とされています。今年度も着工して完成予定だということです。担当者に伺うと、人工芝もグレードがいろいろあって、値段もピンキリであるということでした。

この資料の3ページによると、人工芝と天然芝の比較が出てはるわけですが、耐用年数でいうと人工芝が20年から25年に対して天然芝は10年から15年、それから人工芝が1年中使用でき、雨の後でも使用できるのに対して、天然芝は三、四カ月の養生期間が必要で、雨の後は一、二週間は使用できないというふうになっています。それから、直接工事費は、人工芝は天然芝の2倍ですが、メンテナンス費用が格段に安いので、トータルコストでは人工芝だというふうになっています。また、天然芝だとサッカー以外の使用は困難ではないかというふうになっています。

同じ資料の14ページには、概算事業費が出てはるわけですが、年間のランニングコストは人工芝の100万に対して天然芝は3,000万というふうになっています。

こうした検討事例も研究していただき、周辺住民や競技団体の意向が反映できるように、ぜひ御努力いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 運動広場の詳細につきましては、先ほど課長のほうからも話がありましたけれども、まだ具体的にはなってございません。今後、東京都と調整を進めていくことになるというふうにごさいます。確かにお話のように人工芝、天然芝、それぞれにメリットやデメリットがあることは、私どものほ

うでも承知をしているところでございます。そういう内容も念頭に入れて、今後、東京都と話をしていきたいと思っております。また、周辺住民の皆さんや競技団体の皆さんにも情報提供しながら検討していきたいというふうには思っております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） これは稲城市から伺った話ですけれども、稲城長峰ヴェルディフィールドというのがありまして、URの土地を長期貸借契約を結んで整備したものです。総工費は8億7,000万円だそうですが、サッカー場とフットサル場の造成と、造成と人工芝で1億1,000万円余りかかっているようです。東京街道団地の場合は、造成の部分まで都がやってくれば、人工芝の直接費用を市が負担するというふうになると思いますけれども、この稲城長峰の場合は都との補助で5,400万円、これは人工芝が5分の4補助、防球フェンスが3分の2補助をとったということです。さらに、都のオリパラ補助は3分の1で6,700万円、これはサッカー場、フットサル場以外にも使われているんだろと思われる。初期費用は人工芝が2倍かかるって言われてますけれども、5分の4がt o t o補助で賄えれば、かなり人工芝のメリットは大きくなるのではないかとこのように思います。もちろん天然芝の維持補助というのもt o t oの中であって、年額最高1,333万円まで受けられるというのがありますけれども、毎年多額の経費は負担になってくるのではないかとこのようにも思います。ここらあたりで市教委の見解はどうでしょうか、伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま稲城市の事例を御紹介いただきました。運動広場の整備につきましては、議員がお話しされるように整備費用のほか、やはりランニングコストのことはとても重要な項目になってくるかなと思っております。そのため、整備をしていくためには多額の費用がかかりますので、補助金の活用は当然のように考えていくことになると思っております。今後、東京都と調整をしていくことになりましても、補助金の活用についてさまざま情報収集して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 一番いいのは、東京都が全部整備してくれば一番いいわけですが、まあどうなるかわかりませんので、ぜひ交渉も東京都ともやりながら進めていただきたいと思います。

それから、この東京街道団地の運動広場についても、東京都等とも交渉しながら、冬の間でも夜7時まで使用できるように要望しますけれども、この点はいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 東京街道団地の創出用地に予定をされた運動広場の件につきましては、これまで夜間の利用についてはお話に出てきてはおりません。夜間の利用というのは、やはり一番重要なのは、近隣住民の皆様に御理解をいただかなければ絶対できない、実現しないと思っております。そういうことから、今後も関係部署、関係団体や地元の自治会のほうとも調整や、さまざま確認をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 部長の答弁、本当にそのとおりだと思いますので、ただ私が要求してるのは、桜が丘も含めてそうですけれども、やはり放課後の子供たちが冬の間は使えなくなるということ、私は重視をしまして、少なくともほかの時期と同じように夜7時まで使えるようにしてほしいと。7時以降、その照明を使うかどうかというのは、また別の問題としてあると思いますけれども、夜7時まで、ほかの時期と同じように使えるようにするというのは、これは何としても解決する必要があるというふうに私は思っていますので、強くこの点は要望しておきます。

次に、3番に、国民健康保険の広域化の問題に移りたいと思います。

まず、ここで11月21日の中で、国民健康保険運営協議会が開催をされて、運営方針案が諮問され、諮問どおり答申されました。それで、標準保険料率等についても示されましたけれども、これは仮算定であって、仮試算というんですか——であって、まだ本試算ではないということだと思いますが、その点の確認と、今回の仮試算と次の本試算でどこがどのように考慮されるのか伺いたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 平成30年度の試算におきます仮試算、それから本試算に関しての御質問をいただきました。

仮試算につきましては、平成30年度の試算ということで11月に東京都から報告いただいておりますが、まだ診療報酬改定の影響を含んでおりません。年末に東京都のほうから診療報酬改定の要素を含めました……。

失礼いたしました。国のほうから診療報酬改定の要素を含めました本係数が示されまして、東京都から納付金の確定等が年明け1月に示される予定となっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

それで、今、我が党としては診療報酬、引き下げるべきではないという立場ですが、今の検討では診療報酬引き下げという方向がかなり色濃くなっているというふうに思います。そうすると、仮試算と本試算との関係でいうと、本試算のほうが標準保険料率は低くなる可能性が高いというふうに思いますけれども、その点についての認識を伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 本係数に診療報酬改定の要素が含まれたとするならばですが、標準保険料率が下がる見込みはございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） じゃ、ちょっと次に移ります。

この国民健康保険運営方針案、諮問どおりに答申されたわけですが、この中で、このような記載があります。国民健康保険は、住民である被保険者を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行い、もって被保険者の健康の保持増進を図る。被保険者間の相互扶助を基本とした社会保険制度であり、国民皆保険制度の基礎をなすものであるというふうに、この運営方針案では示されています。被保険者同士の助け合いの制度だというふうに、ここで言ってるわけですが、これは間違いだと私は思います。

1938年施行の旧国民健康保険法の第1条、それから1959年施行の現行の国民健康保険法の第1条には、それぞれ何と書いてあるのか、読み上げていただきたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 初めに、1938年施行の旧国民健康保険法第1条の条文でございます。

「国民健康保険は相扶共済の精神に則り疾病、負傷、分娩又は死亡に関し保険給付を為すを目的とする。」であります。

続きまして、1959年施行の国民健康保険法第1条の条文でございます。

「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」であります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 根本的に違うと思うんですね、この2つの国民健康保険法第1条は。

現行の国民健康保険法に基づいて、国民皆保険制度が確立しました。憲法25条に基づいて、医療を受ける権利を全国民に保障する社会保障として確立をしたということです。保険は一つの手法であって、国民健康保険

は相互扶助の制度ではなく社会保障だということが明らかにされたのが、この法律の改定だったというふうに私は考えるわけですが、この点で市の見解を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険におけます市の見解でございますが、議員の御指摘のとおり国民健康保険法の第1条におきましては、国民健康保険につきましては社会保障に寄与することが目的であると明記されております。また、同法では公費の負担を100分の50としており、残りの100分の50につきましては保険税を充てることが原則となっておりますことから、市といたしましては国民健康保険とは保険の仕組みを用いて加入者の相互扶助を図る社会保障制度であると、このように認識をしております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それは、どっかにそういうふうに規定されてるのでしょうか。それとも部長のお考えとということでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 私どもの国民健康保険の物の本によりますと、そのような記載が書いてございました。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それは、どこに書かれているのでしょうか。わかんない。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険運営協議会必携の中に、そのような記載があったと認識しております。以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 国民健康保険中央会発行の国保のことば法文解釈の手引に同じような言葉があります。これは昭和33年の最高裁判決の記載をもとにしてというふうに思われるんですけども、ここの判決で、国保は相扶共済の精神でという記載があるんです。しかし、この判決は昭和33年、1958年ですから、旧国保法の時代の最高裁の判決なんですね。ですから、私はこれをもとにした解釈をそのまま続けてということ自体が間違いだというふうに考えます。ぜひ、そこは調査というのでしょうか、何て言うのでしょうか、わかりませんが、市の立場の大事なところですので、ぜひ調べていただきたいというふうに思います。

それから、この運営方針案では、これは12月中に案がとれて確定されるわけですが、現行の国民健康保険制度には被保険者の年齢が高く、医療費水準が高い、低所得者が多く、保険料、税の確保が困難であるなどの構造的な問題があり、今般の国保制度改革では国の財政支援の拡充により、財政基盤の強化が図られたと記載されてます。ということは、東大和市が加入世帯の保険税軽減のために支出をしている法定外繰り入れ、これをこれまでと同じ程度出せば、保険税を引き下げられるということになりますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 法定外繰り入れを行うことによる保険税の引き下げについてであります。法定外繰り入れにつきましては、これまでも主に赤字補填のために用いられておりました。広域化後の市の保険税につきましては、市が東京都に納めることとなります国民健康保険事業費納付金の額、またこの納付金を納めるために本来必要とされます保険税率として、東京都が区市町村ごとに示します標準保険税率を参考として決定することとなります。広域化後につきましては、赤字補填の繰り入れを解消削減に向けて取り組むこととなりますので、これまでどおり法定外繰り入れを行ったとしても、保険税を引き下げることが想定してございません。法定外繰り入れには、国民健康保険加入者以外の市民の市税が充てられてございます。そのことから、国民健康保険加入者以外の市民の皆様には、御自身の医療保険に加えてさらなる負担が生じることとなります。市といたしましては、医療費の適正化に資する健康保持増進の取り組みによりまして、保険税の急増を抑制す

るよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 税金、国保加入世帯以外の税金がつき込まれてるということですが、地方六団体はこの制度に当たる要求で、3,400億円ではなくて1兆円、国が出せと言ってるわけですね。これも国民の税金です。その点から言うと、今の論理は成り立たないというふうに思いますが、私は事実を伺いたい。どう考えてるかでなくて、法定外繰り入れをこれまでと同程度に出した場合、国保税は引き下げられる、財政的にはそういうことだということでない、この東京都の運営方針に書かれてることがうそだということになるわけで、この事実について伺ってるんです。

○市民部長（村上敏彰君） 国の公費につきましては、保険者登録支援、あるいは保険料の激変緩和ですね、こうしたものに主に公費は入れられてございます。したがって、また医療費につきましては、横ばいというよりも、やや増加、1人当たり医療費につきまして増加傾向にありまして、また被保険者数は、被保険者数、あと所得ですね——につきましては下がってるという状況がございます。したがって、一概に法定外繰り入れをこれまでどおり行えば、保険料が下がるかといいますと、ほかの要因がございますので、一概には何とも言えないと、このように考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 仮試算も出されて、東大和市としても一定の計算もやってる時期だと思うんですね。その上で私、伺ってるんですが、事実としてどうなんでしょうか、東大和市の場合。

○市民部長（村上敏彰君） 11月の仮試算による数値でございますが、このときの数値といたしますと、現状とほぼ変わらないと、このような状況でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 現状とほぼ変わらないということですので、ぜひそういうことでやっていただきたい、私は引き下げに転じるべきだというふうに思います。東京都のこの運営方針案で、そうした構造的問題の解消に向けた財政基盤の強化が図られたって書いてるわけですから、この構造的な問題が少なくとも薄まるはずだ。保険税が引き下げられる条件ができるんだというふうに私は考えるわけです。

それで、一般会計からの繰り入れをどうするかは、それぞれの自治体の判断だ、この制度によって禁止することはできないというふうに政府は繰り返し国会で答弁しています。この点で、市の認識を伺います。また、国保税は市の判断で、国保税条例で定めるものと考えますけれども、この点もあわせて市の認識を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 一般会計からの繰り入れにつきましては、今議員さんがおっしゃいましたように、都から示される標準保険料率を参考に市の条例にて決定すると、このように認識してございます。

以上でございます。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 保険税につきましては、東京都が区市町村ごとに示します標準保険料率を参考として、国民健康保険条例にて定めるものと認識してございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） いずれにしても、繰り入れにしても、保険税にしても、市が決めるということですから、市は7億円程度の法定外繰り入れということでやってるわけですがけれども、この程度の法定外繰り入れを出していても、現行の保険税を払い切れないほど高過ぎるということは、この間、議場でも何度も指摘してきたところです。平成28年度の値上げの前でも、こういう答弁でした。45歳の夫婦と子供2人の4人世帯で、

営業所得183万円の場合、国保税は23万8,700円、税と社会保険料の総額で61万7,860円という答弁です。低い所得の3分の1が税と社会保険料に消え、月10万円で食べていかななくてはならないということになります。これ28年度の値上げ前の状況ですが、これではやはり払い切れないのではないかというふうに思うわけですが、こうした事例について市の見解を伺います。市の認識を伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 保険税につきましてですが、市といたしましては応能割、応益割の割合につきまして、64対36と応益割を抑えることで、所得の低い被保険者の方への配慮を行ってございます。また、保険税の均等割を前年中の世帯の総所得金額によりまして、7割、5割、2割と減額することで、保険税額を抑制する仕組みもございます。また、広域化後におきましても、保険税の急な増加を抑制いたします激変緩和措置、こういう制度が取り入れられてございますので、さまざまな取り組みをもちまして保険税の配慮がなされているものというふうに考えてございます。

以上でございます。

---

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時56分 延会